

I-1 ベルギー憲法

憲法は、1831年に制定されたが、まだ大改正の行われていなかった1960年に清宮四郎が翻訳されていた（「ベルギー国憲法」宮澤俊義編『世界憲法集』初版、昭和35年、岩波文庫所収）。この段階の翻訳としては、今井威「ベルギーの憲法」（大石憲法研究所『世界各国の憲法集』昭和48年、嵯峨野書院所収）などがあるが、最初の大改正のあった第3次改正の1971年改正法の翻訳は1983年清宮の第4版で行われた。ここでは初めて国は「フランス語区、オランダ語区、ブリュッセル・首都の二言語区及びドイツ語区の四つの語区からなる」（第3条の2）「フランス、オランダ及びドイツ三つの共同体からなる」と規定して連邦化への第1歩を踏み出した。そして、次の第4次改正では共同体と重ねて「地域圏」が登場、この両者は固有の政府と議会を持ち、それぞれ制限列挙された排他的権限を有し、その枠内で法律の効力を有するデクレ（以下の正文の拙訳では「共同体法」「地域圏法」とした）の制定が可能となった。このため、国と共同体、地域圏の三者の権限抵触を解決する仲裁院（現憲法裁判所）の創設、共同体間の一方的支配排除のための大臣会議（内閣）の言語同数制、条件付多数決や「警鐘手続」も導入された。改正はその後にも継続され、第5次（1991年）では共同体、地域圏への権限移譲拡大と財源付与のための新財政制度確立、ブリュッセル首都地域圏制度新設、長子権の下での女王誕生承認が行われたが、第6次改正（1993年）では遂に連邦制への移行を宣言するに至った。

この連邦化に伴う憲法の重要な改正点は、第1に連邦議会となった上下両院の改革で、（1）選挙権と被選挙権の年齢引下げ——欧州各国でこの時期一斉に実施された選挙権の満21歳から満18歳への引下げ、被選挙権の下院は満21歳から満18歳への上院は満40歳から満21歳への引下げ（ベルギーでは投票は義務で違反は処罰）、（2）議員定数の下院212名から150名への縮減、初めて上院の定数71人に決定（別に国王の子が含まれる）、（3）上院の構成——伝統的な貴族院的性格から直接選挙制への全面的変更（但し国王の子は満18歳で上院議員となる）、第2に残余権限の国から共同体・地域圏への移転、第3に共同体・地域圏への条約締結権の付与であった。そしてその後の改正では、さらに持続可能な発展の追求、死刑制度の廃止、仲裁裁判所の憲法裁判所への変更、都市圏と基礎自治体連合の法律による創設などが規定された。

さらに、2014年の改正は連邦化の最終的帰結ともいうべき大改革で、特に上院を国民代表から共同体・地域圏の代表へと変え、議員をそれぞれの議会の選出だけとし、王室議員をなくし、国会の調査権を国民代表の下院だけの権限とし、上院の発議権を限定し、それに伴い条約承認に関する法律案の上院先議権は削除され、大臣の出席要求も縮小された所管事項に限定、一方下院の審議の慎重を期すため第2読会を規定したうえ、不要となった条文の削除を行った。そのほか、下院議員選挙と欧州議会選挙との同日執行、地域圏の住民投票の承認、県の諸機関の廃止と超基礎自治体団体による代替、超基礎自治体団体や超基礎自治体、県の住民投票の承認、会計検査院に共同体と地域圏、所属する公益業務機関の予算と会計の統制の付託を可能にするなどの改正も行われた。

ベルギー憲法

2009年1月

ベルギー下院

1994年2月17日に調整された原文

修正の紹介

2008年12月22日までに計28回・略

{内編修正2、廃止4、用語1}

[この後の記述はないが2014年改正を挿入]

目次

第I編 連邦ベルギー、その構成及び領土

第I編の2 ベルギー連邦、共同体及び地域圏の全体の政治目標

第II編 ベルギー国民及びその権利

第III編 権力

第I章 連邦議会

第I節 下院

第II節 上院

第II章 連邦立法権

第III章 国王及び連邦政府

第I節 国王

第II節 連邦政府

第III節 管轄権

第IV章 共同体及び地域圏

第I節 機関

第I小節 共同体及び地域圏の議会

第II小節 共同体及び地域圏の政府

第II節 諸管轄権

第I小節 共同体の諸管轄権

第II小節 地域圏の諸管轄権

第III小節 特別規定

第V章 憲法裁判所について、及び紛争の防止並びに解決について

第I節 権限争いの防止について

第II節 憲法裁判所について

第III節 利害の抵触の防止並びに解決

第VI章 司法権

第VII章 国務院及び行政裁判

第VIII章 県及び基礎自治体の制度

第IV編 国際関係

第V編 財政

第VI編 軍隊及び警察

第VII編 一般規定

第VIII編 憲法改正

第IX編 発効及び経過規定

[1994年2月17日に調整された原文] (削除)

第I編 連邦ベルギー、その構成及び領土

第1条 ベルギーは共同体及び地域圏からなる連邦国家である。

第2条 ベルギーは3共同体からなる：すなわちフラーンデレン共同体、フランス共同体及びドイツ語圏共同体。⁽¹⁾

第3条 ベルギーは3地域圏からなる：すなわちフラーンデレン地域圏、ワロン地域圏及びブリュッセル地域圏。

第4条 ベルギーは4言語地域圏からなる：すなわちオランダ語地域圏、フランス語地域圏、ブリュッセル首都2言語併用地域圏及びドイツ語地域圏。

王国の各基礎自治体⁽²⁾はこれらの言語地域圏の一つの一部をなす。

4つの言語地域圏の境界は、各院の各言語集団の議員の過半数が出席するという条件で、且つ2言語集団において表明された賛成票の総数が少なくとも表明された票の3分の2に達するという条件で、各院の各言語集団の票の過半数により可決される法律による以外変更乃至修正はできない。

第5条 共同体及び地域圏

・オランダ語

フラーンデレン地域圏は次の県からなる：アントヴェルペン、リンブルフ、東フラーンデレン、フラマン・ブラバント及び西フラーンデレン。ワロン地域圏は次の県からなる：ヘネグーヴェン（エノー）、リューク（リエージュ）、ルクセンブルフ（ルクサンブール）、ナーメン（ナミュール）及びワロン・ブラバント。

・フランス語

ワロン地域圏は次の県からなる：ワロン・ブラバン、エノー、リエージュ、ルクサンブール及びナミュール。フランドル地域圏は次の県からなる：アンヴェール（アントヴェルペン）、フランドル・ブラバン、西フランドル、東フランドル及びレンブール（リンブルフ）。

・ドイツ語

ワロン地域圏は次の県からなる：ヘネガオ（エノー）、リュエティヒ（リエージュ）、ルクセンブルク、ナミュール及びワロン・ブラバント。フラマン地域圏は次の県からなる：アントヴェルペン、フラマン・ブラバント、リンブルク、東フランドル及び西フランドル。

必要があつて国土をより多くの県に分割するには法律が要求される。

法律は、若干の地域を、その境界を決めて県への分割から外し、連邦の執政権下に直接従属させて特別法に従わせることができる。

この法律は第4条の最終項で準備されたとおりの多数決により可決されなければならない。

(1) 憲法では蘭仏独3言語の原文がそれぞれ自己の地域を真つ先に表示しているのもそれぞれを順番どおりその言語の邦訳で並べておく。また名称などは最初に翻訳したオランダ語を中心にフランス語を併記したり補完したりした。以下同様の場合も同じ。

(2) 原語は“gemeente”（蘭）、“commune”（仏）、“Gemeinde”（独）で日本の市町村に当たるが、大小などによる区別がないので一律に基礎自治体と訳すことにした。

第6条 県の再分割は法律によってしか決められない。

第7条 国、県及び基礎自治体の境界は法律によってしか変更乃至修正することができない。

第I編の2 ベルギー連邦、共同体及び地域圏の全体の政治目標

第7条の2⁽³⁾ 連邦国家、各共同体及び各地域圏は、それぞれの権限行使に当たり、社会、経済、環境面で持続可能な発展の目標を、各世代間の連帯責任を考慮しつつ追求する。

第II編 ベルギー国民及びその権利

第8条 ベルギー国民の資格は、民法の定める諸規定に従って取得され、維持され及び喪失させられる。

憲法及びその他の政治的権利に関連する諸法律で、この資格以外に、これらの権利の行使に必要な諸条件となるものを定める。

第2項にも拘わらず、法律はベルギーの国際的及び超国家的義務に従い、ベルギー国籍を有しないヨーロッパ連合の諸国民の参政権を設定することができる。

前項で前述の参政権は、法律により、前述の法律に明記された諸条件の下で且つ諸法式に従いヨーロッパ連合加盟国の所属国民でないベルギー在住者たちに拡張できる。

経過規定

第4項で前述の法律は2001年1月1日以前には採択は認められない。

第9条 帰化は連邦立法権により付与される。

第10条 いかなる身分の区別も国内では存在してはならない。

ベルギー国民は法の前に平等である；国民のみが、特定の場合について法律により設定することができる例外を除き、文民職及び軍務に就く資格を有する。

女男間の平等は保障される。

第11条 ベルギー国民に認められた諸々の権利及び自由の享受は無差別に保障されなければならない。このために、法律及び共同体・地域圏法がとりわけ思想的哲学的な少数者の諸々の権利及び自由を保障する。

第11条の2 法律、共同体・地域圏法⁽⁴⁾若しくは第134条に記載の規則は女性及び男性がその諸々の権利及び自由を平等に行使することを保障し、且つとりわけ公選の及び公共の任務に平等に就けるよう取り計らう。

閣僚会議、及び共同体政府並びに地域圏政府は異なる性の人々により構成される。

法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則が県議会の常任議員団、長助役理事会、社会扶助協議会委員たち、社会扶助公共センター常任執行委員たち又はその他全ての県際、基礎自治体間乃至基礎自治体内地区の機関⁽⁵⁾の執行部員たちの中に異なる性の者たちが在席するよう編成する。

前項は、法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則が県議会の常任議員団、助役、社会扶助協議会委員、社会扶助公共センター常任執行委員又はその他全ての県際、基礎自治体間乃至基礎自治体内地区の機関の執行部員の直接選挙を定めているときには適用されない。

第12条 個人の自由は保障される。

何人も法律により定められた場合で且つ法律により定められた形式によらなければ訴追されることはない。

現行犯の場合を除き、何人も理由を付した裁判官の令状によらなければ逮捕されてはならず、その令状は逮捕時乃至は遅くとも24時間以内に提示されなければならない。

第13条 何人もその意に反して法律で認めた裁判官 {の裁判を受ける権利を} 奪われてはならない。

第14条 いかなる刑罰も法律によらなければ設けられ又は科されてはならない。

第14条の2 死刑は廃止される。⁽⁶⁾

第15条 住居は不可侵である；いかなる家宅搜索も法律により定められた場合で且つ法律により定められた形式においてでなければ行うことができない。

第16条 何人も、法律により定められた場合で且つ方法により、しかも正当且つ事前の補償と引き替えでなければ、公益のためにその財産を収用されることはない。

第17条 財産没収刑は設けられてはならない。

(3) この条文は2007年4月25日の改正、武居訳には出てきていない。

(4) 法律“wet”（蘭語）“loi”（仏語）と共同体・地域圏法“decreet”（蘭語）“décre”（仏語）について。通常はdecreet・décretは政令を意味するが、本憲法全体では、wet・loiが連邦立法機関により採択された連邦法、decreet・décreが共同体と地域圏の立法機関により採択された法律と使い分けている。前述の解説参照。

(5) 他書では「地方機関」としているが、これは基礎自治体合併により誕生した人口10万人以上の大規模基礎自治体に認められた分区分で、別稿の自治体関係法で見ると日本と違い広範な自治権が付与されている。

(6) 2000年3月23日の修正によるものだが、武居訳には出てきていない。

第18条 市民権の剥奪⁽⁷⁾は廃止され、再採用されてはならない。

第19条 信仰の自由、その公然の実践は、あらゆる問題に関する自己の意見を表明する自由と共に保障されるが、但しこの自由の使用の機会に侵された不正行為は処罰することができる。

第20条 何人も宗教の活動及び儀式へのいかなる方法での参加も安息日の遵守も強制されてはならない。

第21条 国は何らかのいかなる宗教の聖職者たちの任命にも就任にも干渉し、又はこれらの聖職者たちの上司との通信、これらの文書の公表を禁止する権利は有しないが、但しこの最後の場合には印刷及び出版に関して通常の責任はある。

民事法上の婚姻手続は常に結婚の祝福〔教会での結婚式〕の前に済ませておかなければならないが、但し必要に応じて法律により設けられる例外はこの限りでない。

第22条 何人も法律により定められる場合及び条件を除いては、自己並びに家族の生活を尊重する権利を有する。

法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則はこの権利の保護を保障する。

第22条の2（第2次修正） 子どもは誰でもその道徳的、肉体的、精神的及び性的高潔を尊重させる権利を有する。

子どもは誰でもその関係のある全ての問題について意見を述べる権利を有する；その意見に対しては年齢と成熟度に応じて考慮が払われる。⁽⁸⁾

子どもは誰でもその発育を助長する施策及び世話を享受する権利を有する。

法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則はこの権利を保障する。

第23条 何人も人間の尊厳にふさわしい生活を送る権利を有する。

このために、法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則は相応の義務に配慮しつつ経済的社会的及び文化的な諸権利を保障し、且つそれらを実現するための諸条件を定める。

これらの権利はとりわけ以下のものを含む：

- 1° 情報取得、協議並びに団体協約に対する権利はもとより、とりわけできる限り安定した高度な水準を保障することを目指した全国的な雇用政策の枠内での雇用並びに職業活動選択の自由に対する権利、公正な雇用条件並びに公正な報酬に対する権利；
- 2° 社会保障、健康保護並びに社会的、医療及び法的扶助に対する権利；
- 3° それ相応の住居に対する権利；
- 4° 健康的な環境保護に対する権利；
- 5° 文化的社会的才能の伸長に対する権利；
- 6° 家族手当に対する権利。（挿入）

第24条

§1. 教育は自由である；抑制措置は全て禁止される；犯罪の処罰は法律及び共同体法によらなければ定められない。

共同体は両親たちの自由な選択を確保する。

共同体は中立である教育を具体化する。中立はとりわけ両親たち及び児童生徒たちの哲学的思想的若しくは宗教的意見の尊重を意味する。

官公署により設立された学校は、義務教育終了まで公認の宗教教育の一つと無宗派の道徳教育との間の選択を提供する。

§2. 共同体が、主務官庁として、その権限の一つ乃至それ以上の自治機関に委任したい場合には、表明された投票の3分の2多数決で可決される共同体法によってのみ可能である。

§3. 何人も基本的権利及び自由⁽⁹⁾の尊重の下で教育を受ける権利を有する。教育は義務教育終了までは無料である。

就学義務に服する児童生徒は全て共同体の負担で倫理的若しくは宗教的教育を受ける権利を有する。

§4. 全ての児童生徒若しくは学生、両親、教職員、及び教育施設は法律若しくは共同体法の前に平等である。法律及び共同体法は、目的の相違、とりわけ特有な取扱いを裏づけるそれぞれの組織権者に固有の特色を考慮に入れる。

§5. 共同体による教育の施設、承認又は助成金支給は法律若しくは共同体法により規整される。

第25条 出版は自由である；検閲は決して設けられてはならない；著者、出版者、印刷者の保証金は要求されてはならない。

著者が明らかであり且つベルギー国内に居住しているときは、編集者、印刷者又は配布者は訴追されてはならない。

第26条 ベルギー国民は平穏に且つ武器を携帯せずに、法律に従って集会する権利を有し、この法律はこの権利の行使を規制できるが、事前の許可を受ける必要はない。

この規定は屋外集会には適用されず、その場合は警察法に全面的に従うことになる。

第27条 ベルギー国民は結社を結成する権利を有する；この権利はいかなる阻止措置にも従わされてはならない。

第28条 何人も官公署に一人若しくは複数人により署名された請願を提出する権利を有する。

(7) “De burgerlijke” (蘭語)、“La mort civile” (仏語)、“Der bürgerliche Tod” (独語)については、清宮は「法律上の死」、武居は「民事死亡」と訳しているがいずれも分りにくく、これに対して今井は「准死の制度」と訳して「刑罰の付随的結果として民法上の権利を剥奪する制度」との説明を付している。

(8) この第2項と次の第3項は2008年12月22日の第2次修正で挿入されたもので、武居訳には出ていない。

(9) 仏語版と独語版は「基本的自由及び権利」と順序が逆になっている。

正規の団体に限りその団体名で請願を提出する権利を付与される。

第29条 信書の秘密は不可侵である。

いずれの官吏が郵便に託された書簡の秘密の侵害に対して責任を負うかは法律で定める。

第30条 ベルギー国内での言語の使用は任意である；法律による以外、官公署の行為及び裁判上の事件によらなければ規整されてはならない。

第31条 公務員の行政上の犯罪行為に対する訴追の行使にはいかなる事前の許可も要しないが、但し大臣たち及び共同体並びに地域圏政府の構成員たちに関して決定を下す場合はこの限りでない。

第32条 何人も全ての行政資料を閲覧しその複写を入手する権利を有するが、但し法律、共同体・地域圏若しくは第134条に記載の規則により定められる場合及び条件についてはこの限りでない。

第Ⅲ編 権 力

第33条 全ての権力は国民に由来する。

それらは憲法で定める方法により行使される。

第34条 特定の権力の行使は条約若しくは法律により国際法上の機関に授権することができる。

第35条 連邦所管署は憲法及び⁽¹⁰⁾憲法自体により可決される法律により正式に授権される諸事項についてしか管轄権を持たない。

共同体若しくは地域圏は、それぞれの関係あるものにおいて、法律により定められる諸条件の下で且つ諸方式に従ってのみその他の事項に対する管轄権を有する。この法律は第4条の最終項に定められた多数決で可決されなければならない。

経過規定

第2項に記載の法律が本条の施行日を決定する。この日付は、連邦諸官署に専属の管轄権を定めた憲法第Ⅲ編に付け加えられた新条文の発効日以前であってはならない。

第36条 連邦立法権は国王、下院及び上院により共同で行使される。

第37条 連邦立法権は憲法により規整されるとおり国王に帰属する。

第38条 各共同体は憲法により又は憲法により可決される諸法律により承認される諸権限を有する。

第39条 法律が創設した公選の代表からなる地域圏機関に、第30条及び第127条乃至第129条に記載のものを除き、法律が定める管轄内で且つ方法に従い、法律で定める諸事項を決定する管轄権を法律で付与する。この法律は第4条の最終項で準備された多数決で可決されなければならない。

第39条の2（新設）

財政若しくは予算に関する諸事項又は表明される投票の3分の2の多数で決定される諸事項を除き、専ら地域圏の機関に付与される諸事項は関係地域圏内の住民投票の対象とすることができる。

第134条に記載の規則は住民投票の方式及び組織を決定し、表明される投票の3分の2の多数決、会合することのできた議会の議員たちの多数決を条件に採択される。第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律で、ブリュッセル首都地域圏議会に関わる多数決を補足する多数決の諸条件を準備する。

第39条の3（新設）

下院又は共同体若しくは地域圏の議会の選挙を規整する法律、共同体法又は第134条に記載の規則は、議会最終日の予定された日の少なくとも1日前に公布され、公布後可及的速やかに発効する。

経過措置（新設）

本条はベルギー官報での本条の布告後の次の欧州議会選挙当日に発効する。

第40条 司法権は上級及び下級裁判所により行使される。

上級審判決及びその他の判決は国王の名において執行される。⁽¹¹⁾

第41条（用語の修正） 専ら基礎自治体又は県にのみ利害関係のあるものは、憲法により定められた諸原則に従い、基礎自治体又は県の議会により規整される。但し、第4条の最終段落で準備された多数決で可決される法律、第134条に記載の規則は、県の諸機関を廃止できる。この場合には、第134条に記載の規則は超基礎自治体団体によって取って代わられ、憲法により確立された諸原則に従ってその議会が専ら超基礎自治体の利益を決定する。第134条に記載の規則は表明される投票の3分の2の多数決で、関係議会の議員たちの多数が会合する条件で可決される。（挿入）

管轄権を規定する第134条に記載の規則⁽¹²⁾、基礎自治体地域内の諸機関の運用方法及び選挙方法の諸規則は基礎自治体に利害関係のある諸事項を規整することができる。

(10) 武居は「または」としているが仏語版も“et”となっている。

(11) 蘭語版は“de arresten en vonnissen”、独語版は“Die Entscheide und Urteile”、仏語版は“les arrêts et jugements”とあり、武居は一括して判決としているが、仏語のArrêtは辞書によれば上級審判決となっているのでvonnisはその他の判決と訳した。

(12) 武居は唯「法律をもって」としているが蘭語・仏語・独語のいずれの版も「第134条に記載の規則」とし、蘭語は“regel”、仏語は“règle”、独語は“Regel”と明記している。また、武居は第134条では「規定」と訳しているが、これは「条文」のことを意味するので不適切である。

これらの基礎自治体内の地区を管轄する諸機関は、基礎自治体議会の発議で人口10万人以上の基礎自治体内に設置される。これらの議員は直接公選される。第4条の最終項で順備された多数決で可決される法律の施行に当たり、共同体法若しくは第134条に記載の規則がこのような基礎自治体内の地区を管轄する諸機関がそれらに従って設置できるその他の諸条件及び方法を定める。

この共同体・地域圏法及び第134条に記載の規則は、関係議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2多数決でしか可決することはできない。

基礎自治体、**超基礎自治体**又は県に利害関係のある諸事項は当該基礎自治体、**超基礎自治体団体**又は県において住民投票の対象とすることができる。第134条に記載の規則が住民投票の方式及び構成を定める。

第I章 連邦議会

第42条 両院の議員たちは国民を代表し、選出した者たちのみを代表するものではない。

第43条

§1. 憲法により定められる場合には、[両院] 下院の公選議員たちは、法律により定められた方法で、オランダ言語語集団及びフランス言語語集団に振り分けられる。

§2. 憲法により定められる場合には、上院議員たちは、ドイツ言語語共同体議会により指名される上院議員を除いて、オランダ言語語集団及びフランス言語語集団に振り分けられる。(挿入)

第67条 §1の1°、3°及び6°に記載の上院議員たちは上院のオランダ言語語集団を構成する。第67条 §1の2°、4°及び7°に記載の上院議員たちは上院のフランス言語語集団を構成する。

経過措置 (新設)

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。

当日までは、次の諸規定が適用される。

《§1. 憲法により定められる場合には、各院の公選議員たちは、法律により決定された方法により、フランス言語語集団及びオランダ言語語集団に振り分けられる。

第67条 §1の2°、4°及び7°に記載の上院議員たちは上院のフランス言語語集団を構成する。第67条 §1の1°、3°及び6°に記載の上院議員たちは上院のオランダ言語語集団を構成する。》(挿入)

第44条 両院は当然の権利として毎年10月の第2火曜日に召集されるが、国王によりそれ以前に召集されていればこの限りでない。

両院は毎年少なくとも40日は開会されていなければならない。上院は常設の機関ではない。(挿入)

国王が開会を宣告する。

国王は両院を臨時に召集する権利を有する。

経過措置 (新設)

第2項の2番目の文章は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。(挿入)

第45条 国王は両院を休会することができる。但し、休会は1か月の期限を越えることはできず、両院の同意なくして同一会期中に再延長はできない。

第46条 国王は以下の場合しかその議員の絶対多数決による下院解散権を持たない：

1° 連邦政府への信任決議案を否決してその決議案否決の日から3日の期限内に総理大臣の後継者の指名を国王に提案しない；

2° 連邦政府に関する不信任決議案を可決して同時に国王に総理大臣の後継者の指名を国王に提案しない。

信任及び不信任決議案は決議案提出後48時間後でなければ票決に付されてはならない。

さらに、国王は、連邦政府の総辞職の場合には、下院を、その議員の絶対多数で表明された承認を受理した後解散させることができる。

[下院の解散は上院の解散を伴う。] (削除)

解散証書には有権者たちを40日以内、国会を2か月以内に召集することが含まれる。

両院解散の場合には、第195条に従って、国会が3か月以内に召集される。(挿入)

任期前の解散の場合には、新連邦議会はこの解散の次の最初の欧州議会選挙の前日以上に引き延ばすことはできない。(挿入)

経過措置 (新設)

第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律が、2014年の欧州議会選挙の後で、第6項の発効の日を決定する。この日は第65条第3項、及び第118条 §2第4項の発効の日と一致する。

第4項及び第5項は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の規定が適用されて第4項及び第5項に代わる。

《下院の解散は上院の解散を伴う。

解散詔書は40日以内の選挙の召集及び2か月以内の国会の召集を含む。》(挿入)

第47条 国会の審議は公開である。

但し、各院はその議長若しくは10名の議員の請求に基づき秘密会とする。

各院は秘密会の後で、同一議題について公開にしておかなければならないかどうかを絶対多数決により決める。

第48条 各院は所属議員たちの資格を審査し且つこの問題に関して提起される争訟を裁判する。

第49条 何人も同時に両院の議員となることはできない。

第50条 両院のいずれかの議員が、国王により大臣の地位に指名されてそれを受諾すれば、議席を中断し⁽¹³⁾、国王によりその大臣職を解かれたときは議員資格を回復する。関係院内でのその復職の方式⁽¹⁴⁾は法律でこれを準備する。

第51条 両院のいずれかの議員が、連邦政府により大臣以外のいずれかの給与を受ける職に任命されてそれを受諾したときは、直ちに議席を失い、新たな選挙による以外復職しない。

第52条 会期ごとに各院はその議長、副議長を指名してその議長団⁽¹⁵⁾を構成する。

第53条 議決は全て投票により絶対多数決で行われるが、但し選挙及び推薦に関して議院規則により定められるものはこの限りでない。投票が可否同数の場合には、審議に付された議案は否決されたものとする。

両院はいずれもその議員の過半数が出席していない限り議決を行うことができない。

第54条 予算及び特別多数決を必要とする法律を除き、言語集団の一つの少なくとも4分の3の議員により署名されて報告の提出の後で公開の会議での最終投票の前に提出される明確な理由を付した動議は、その動議が指摘する法律案若しくは法律案の規定が共同体間の関係に重大な損害をもたらす虞があると宣言することができる。

この場合には、議事手続は停止されて動議が閣議に付託され、閣議は30日以内に動議についての明確な理由を付したその意見を表明し、関係議院に対しその意見について又は必要があれば修正された法律案若しくは規定について決定するよう要請する。

この手続は同一の法律案若しくは同一の規定に関して一言語集団の議員たちにより一度だけしか実行できない。

第55条 票決は着席か起立〔起立投票〕又は指名による口頭投票により行われる⁽¹⁶⁾；法律の全体については常に指名による口頭投票が行われる。選挙及び候補者の指名は秘密投票により行う。

第56条 [各院] 下院は調査権を有する。

上院は、その議員の15人の請求で、下院、共同体若しくは地域圏の議会又は国王に、表明される投票の絶対多数で、各言語集団の表明される投票の少なくとも3分の1と併せて、問題を決定し、共同体若しくは地域圏の管轄権に従った結論を得て、調査報告の対象とすることができる。報告は表明される投票の絶対多数で、各言語集団の表明される投票の少なくとも3分の1と併せて承認される。

経過措置（新設）

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。

当日までは、次の諸規定が適用される。

《各院は調査権を有する。》（挿入）

第57条 国会に請願者が自ら出頭して請願を提出するのは禁止されている。

[各院] 下院は国会宛ての請願を大臣たちに回付する権利を有する。大臣たちは国会が要求するたびにその内容について説明する義務を負う。

経過措置（新設）

第2項は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の規定が第2項に代わって適用される。

《各院は国会宛の請願を大臣たちに回付する権利を有する。大臣たちは国会が要求するたびにその内容について説明する義務を負う。》（挿入）

第58条 いずれの院の議員の何人もその職務の遂行中に自らにより表明された意見並びに表決を理由に訴追されたり搜索されたりすることはない。

第59条 現行犯の場合を除き、会期の継続中にいずれの院の議員の何人も刑事事件で、在席する院の許諾を得た場合以外、上級若しくは下級裁判所に移送されるか又は召喚されてはならず、逮捕もされてはならない。

現行犯の場合を除き、会期の継続中に刑事事件で、いずれの院の議員に対しても、裁判官の介入を要する強制措置は、管轄裁判官の請求に基づき控訴院の首席裁判長による場合以外執ることはできない。この決定は当該院の議長に伝達される。

前項により執行される家宅搜索若しくは差押えは全て当該院の議長若しくはその指名を受けた議員の立会の下でしか実施することはできない。

会期の継続中は検察官及び管轄機関の担当官たちのみがいずれの院の議員に対しても刑事事件において訴追することができる。

いずれの院の関係議員も会期の継続中に刑事事件において予審のどの段階でもその在席する院が訴追を中断するよう要求できる。

(13) 武居は“cesse”を「失い」としているが、その場合は第51条に見るとおり新たな選挙による以外復職の道はなく、「中断」である。

(14) 武居は“modalité”を全て「態様」としているが、その意味は「有様・様子」で不適切である。

(15) 武居は“et compose son bureau”の“bureau”を正副議長と並べて「事務局」と訳しているが、事務局が会期ごとに新たに構成されるはずはなく、“son”は議長と同じ各院を指し、また独語版は“Präsidium”（議長団・幹部会）としている。

(16) 仏語版の“voté par appel nominal”清宮は「口頭」、次の法律案全体は「指名点呼および口頭」、武居はどちらも「指名による口頭」とし、蘭語版も「指名点呼」「naamafroeping」となっているが、独語版だけは「記名投票」としている。日本の衆議院規則では「起立投票」と「記名投票」（賛成は白票、反対は青票）の2種に限られるが、ベルギーではそのほかの「指名による口頭」が一般的のようで、別掲のワロン地方民主制・分権法では「投票はそれぞれの決議の全体については常に発声と点呼で行われる。」“le vote se fait toujours à haute voix et par appel nominal sur l'ensemble de chaque resolution.”と「大声で」「à haute voix」を用いている。

当該院はその件に関しては3分の2多数決で決めなければならない。

いずれの院の議員の上級若しくは下級裁判所への勾留若しくは訴追もその在席する院が要求すれば会期中は中断される。

第60条 各院は、議院規則により、それに従ってその権限を行使する方法を定める。

第I節 下院

第61条 下院議員たちは、満18歳で法定の排除事由のない市民により直接選挙される。

各選挙人は一票しか投票権を有しない。

第62条 選挙人団の構成は法律により規整される。

選挙は法律の定める比例代表制により行われる。

投票は義務であり秘密である。投票は基礎自治体で行われるが、但し法律で特例を定めたときはこの限りでない。

第63条

§1. 下院は150人の議員からなる。

§2. 各選挙区はその人口数が王国の人口数を150で割って得られる連邦の除数で割った倍数になる議席と同数になる。残余の議席はまだ代表されていない最大の余剰人口を有する選挙区に割り振られる。

§3. 選挙区間の下院議員の配分は国王により人口に比例して定められる。

各選挙区の人口数は10年ごとに人口の国勢調査により又は法律により定められたその他のいずれかの方法により決定される。

国王はその結果を6か月の期限内に公表する。

この公表から3か月以内に、国王は各選挙区に配分される議席数を決定する。

新たな配分は次回の総選挙から適用される。

§4. 選挙区は法律でこれを定める；また選挙人であるために要求される諸条件並びに選挙の執行方法も法律でこれを定める。

但し、一方旧ブラバント県内のオランダ話話者及びフランス話話者の正当な利益を保障するために、特別な方式が法律により予定される。

これらの特別方式を確定した諸規則の修正は第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律によってしか行えない。

(挿入)

第64条 被選挙権者であるためには以下の条件を満たしていることを要する：

1° ベルギー人であること；

2° 私権及び参政権を享有すること；

3° 満21歳以上であること；

4° ベルギー国内の居住者であること。

他にはいかなる被選挙資格要件も要求されてはならない。

経過措置 (新設)

第1項の3°は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日まで、第64条の1°、2°、4°を除き、満21歳以上であることが必要である。(挿入)

第65条 下院議員は4年の任期で選出される。

下院は4年ごとに改選される。

下院選挙は欧州議会選挙と同日に執行される。(挿入)

経過措置 (新設)

第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律が、2014年の欧州議会選挙の後で、第3項の発効の日を決定する。この日は第46条第6項、及び第118条§2第4項の発効の日と一致する。

いずれにせよ、連邦議会選挙はベルギー官報での本修正の布告後の次の欧州議会選挙と同日に執行される。(挿入)

第66条 各下院議員は1万2000フランの歳費を受ける。

国内では、下院議員たちは当局により経営されるか若しくは認可された交通機関に全て無賃で乗車できる権利を有する。

下院の議長は、同院の支出に見合う一定の予算割当額を計上した年間経費を認められる。

下院は設置が適切と考えられる退職若しくは年金基金への寄金として年間経費から控除される総額を決定する。

第II節 上院

第67条 (用語の修正)

§1. [第72条を除き、] (削除) 上院は以下の [71] (削除) 60 (修正) 人の上院議員から成る：

1° [第61条によりオランダ語選挙区選挙人団により選出される25人] (削除)

フラーンデレン議会によりその中からか又はブリュッセル首都地域圏議会のオランダ言語集団の中から指名される29人 (挿入) の上院議員；

2° [第61条によりフランス語選挙区選挙人団により選出される15人] (削除)

フランス共同体議会によりその中から指名される10人 (挿入) の上院議員；

3° [フラーンデレン議会と呼ばれるフラーンデレン共同体議会によりその中から指名される10人] (削除)

ワロン地域圏議会によりその中から指名される8人(挿入)の上院議員；

4° [フランス共同体議会によりその中から指名される10人] (削除)

ブリュッセル首都地域圏議会のフランス言語集団の中から指名される2人(挿入)の上院議員；

5° ドイツ語共同体議会によりその中から指名される1人の上院議員；

6° 1° [及び3°] (削除)に記載の上院議員たちにより指名される6人の上院議員；

7° 2°及び4°に記載の上院議員たちにより指名される4人の上院議員。

[上院の改選と同時に行われなかった所属議会の全員改選時にその議会の議席を有しなくなった第1項の3°から5°に記載の上院議員たちは、所属議会の改選後の最初の会期の開会まで引き続きその職務を保持する。] (削除)

§ 2. § 1の1° [、3°及び6°] (削除)に記載の上院議員たちのうち少なくとも1人は選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者である。

§ 1の2° [、4°及び7°]に記載の上院議員たちのうち少なくとも[6]3人は選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏[内の居住者] (削除)議会のフランス言語集団の議員である。§ 1の2°に[記載の上院議員たちのうち少なくとも4人が選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者でない場合には、§ 1の4°の対象とされる上院議員たちのうち少なくとも二人は選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者] (削除)反して、これら3人のうち1人はフランス共同体議会の議員(挿入)でなければならない。

§ 3. 上院は同一性の上院議員が3分の2以上となつてはならない。(新設)

§ 4. 第68条§ 2記載の名簿がそれぞれ§ 1の1°に、又§ 1の2°、3°若しくは4°記載の上院議員により代表されないときは、§ 1の6°、若しくは§ 1の7°記載の上院議員の指名が公選の下院議員たちによって上述の名簿を基に行うことができる。(新設)

経過措置(新設)

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：(従前の第67条そのまま)

《§ 1. 第72条を除き、上院は以下の71人の上院議員から成る：

1° 第61条によりオランダ語選挙区選挙人団により選出される25人の上院議員；

2° 第61条によりフランス語選挙区選挙人団により選出される15人の上院議員；

3° フラーンデレン議会と呼ばれるフラーンデレン共同体議会によりその中から指名される10人の上院議員；

4° フランス共同体議会によりその中から指名される10人の上院議員；

5° ドイツ語共同体議会によりその中から指名される1人の上院議員；

6° 1°及び3°に記載の上院議員たちにより指名される6人の上院議員；

7° 2°及び4°に記載の上院議員たちにより指名される4人の上院議員。

上院の改選と同時に行われなかった所属議会の全員改選時にその議会の議席を有しなくなった第1項の3°乃至5°に記載の上院議員たちは、所属議会の改選後の最初の会期の開会まで引き続きその職務を保持する。

§ 2. § 1の1°、3°及び6°に記載の上院議員たちのうち少なくとも1人は選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者である。

§ 1の2°、4°及び7°に記載の上院議員たちのうち少なくとも6人は選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者である。§ 1の2°に記載の上院議員たちのうち少なくとも4人が選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者でない場合には、§ 1の4°の対象とされる上院議員たちのうち少なくとも二人は選挙当日ブリュッセル首都二重言語地域圏内の居住者でなければならない。》。

第68条(用語の修正)

[§ 1. 第67条の§ 1の1°、2°、3°、4°、6°及び7°に記載の上院議員総数は、法律により定められる比例代表制により、第67条の§ 1の1°及び2°に記載される上院議員選挙で獲得された名簿の得票数に応じて各言語集団内で配分される。] (削除)

§ 1. 第67条の§ 1の1°に記載の上院の議席は、名簿のフラーンデレン議会選挙の異なった選挙区で獲得された得票数の加算に応じて、法律等々により準備された方式に従い、法律により定められる比例代表制により、名簿に配分される。(新設)

[第67条の§ 1の3°及び4°に記載の上院議員の指名に関しては、第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の少なくとも一人がそれに基づき選出されるこれらの名簿だけが考慮され、且つ場合によりこの名簿に基づき選出される十分な数の議員がフラーンデレン共同体議会又はフランス共同体議会に在席していることが要件となる。] (削除)

得票数が第1項により加算される名簿は、それがフラーンデレン議会ですら少なくとも1議席を獲得していた場合しか、第67条の§ 1の1°に記載の上院の議席配分には与れない。(新設)

第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員の指名に関しては、第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の少なくとも一人がそれに基づき選挙されるこれらの名簿だけが考慮される。

第67条の§ 1の2°乃至4°に記載の上院の議席は、名簿のワロン地域圏議会選挙の異なった選挙区とブリュッセル首都地域圏議会の選挙で獲得された得票数の加算に応じて、法律等々により準備された方式に従い、法律により定められる比例代表制により、名簿に配分される。(新設)

得票数が第3項により加算される名簿は、それがフランス共同体議会、ワロン議会及びブリュッセル首都地域圏議会のフランス言語集団でそれぞれ少なくとも1議席を獲得していた場合しか、第67条の§ 1の2°乃至4°に記載の上院の議席配分には与えない。(新設)

それぞれ関係のある共同体議会による共同体法で、第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律による指名方式を除き、第67条の§ 1の2°乃至4°に記載の上院議員の指名は法律でこれを定める。この共同体法は表明される投票の3分の2の多数決で、当該議会の議員の過半数が出席しているという条件で、可決されなければならない。(新設)

第67条の§ 1の5°に記載の上院議員はドイツ語共同体議会により投票の絶対多数により指名される。(従前の§ 3の第3項)
[§ 2. 第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の選挙に関しては、投票は義務であり秘密である。選挙は、法律により定められる例外を除き基礎自治体で行われる。] (削除)

§ 2. 第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院の議席は、名簿の下院選挙で獲得された得票数の加算に応じて、法律により準備された方式に従い、法律により定められる比例代表制により、名簿に配分される。この制度は第63条の§ 2で使用されたものである。投票が、オランダ言語集団、フランス言語集団それぞれが、第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院の議席配分で考慮される領域区分は、第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律でこれを定める。(新設)

名簿は単一の言語集団の議席配分だけにしか考慮されてはならない。(新設)

第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちの指名に関する規則は法律でこれを規整する。(従前の§ 3の第4項)

[§ 3. 第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の選挙に関しては、選挙区及び選挙人団の構成は法律でこれを定める；また選挙人であるために要求される諸条件、同様に選挙の執行手続も法律でこれを定める。] (削除)

[第67条の§ 1の3°及び5°に記載の上院議員たちの指名は法律でこれを規整するが、但し第4条の最終項で準備された多数決で可決された法律により承認され、そのそれぞれの関係事項について共同体議会により共同体法により規整される細則を除く。この共同体法は当該議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2多数決で可決されなければならない。] (削除)

[第67条の§ 1の5°に記載の上院議員はドイツ語共同体議会により投票の絶対多数により指名される。] (削除・§ 1の第6項へ)

[第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちの指名に関する規則は法律でこれを規整する。] (削除・§ 2の第3項へ)

経過措置 (新設)

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：(従前の第67条そのまま)

《§ 1. 第67条の§ 1の1°、2°、3°、4°、6°及び7°に記載の上院議員総数は、法律により定められる比例代表制により、第67条の§ 1の1°及び2°に記載される上院議員選挙で獲得された名簿の得票数に応じて各言語集団内で配分される。

第67条の§ 1の3°及び4°に記載の上院議員の指名に関しては、第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の少なくとも一人がそれに基づき選出されるこれらの名簿だけが考慮され、且つ場合によりこの名簿に基づき選出される十分な数の議員がフラーンデン共同体議会又はフランス共同体議会に在席していることが要件となる。

第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員の指名に関しては、第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の少なくとも一人がそれに基づき選挙されるこれらの名簿だけが考慮される。

§ 2. 第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の選挙に関しては、投票は義務であり秘密である。選挙は、法律により定められる例外を除き基礎自治体で行われる。

§ 3. 第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員の選挙に関しては、選挙区及び選挙人団の構成は法律でこれを定める；また選挙人であるために要求される諸条件、同様に選挙の執行手続も法律でこれを定める。

第67条の§ 1の3°及び5°に記載の上院議員たちの指名は法律でこれを規整するが、但し第4条の最終項で準備された多数決で可決された法律により承認され、そのそれぞれの関係事項について共同体議会により共同体法により規整される細則を除く。この共同体法は当該議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2多数決で可決されなければならない。

第67条の§ 1の5°に記載の上院議員はドイツ語共同体議会により投票の絶対多数により指名される。

第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちの指名に関する規則は法律でこれを規整する。》

第69条 上院議員に [選出若しくは] (削除) 指名されるためには以下の要件を満たさなければならない：

- 1° ベルギー国民であること；
- 2° 私権及び参政権を享有すること；
- 3° 満21歳以上であること；
- 4° ベルギー国内の居住者であること。

経過措置（新設）

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：（従前の第69条にはぼそのまま）

《上院議員に指名されるためには以下の要件を満たさなければならない：

- 1° ベルギー国民であること；
- 2° 私権及び参政権を享有すること；
- 3° 満21歳以上であること；
- 4° ベルギー国内の居住者であること。》。

第70条 [第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員たちは4年の任期で選出される。第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちは4年の任期で指名される。上院は4年ごとに全員改選される。

第67条の§ 1の1°及び2°に記載される上院議員たちの選挙は下院議員選挙と同時に行われる。]（削除・全文改正）

第67条の§ 1の1°乃至5°に記載の上院議員たちの任期は、上院での宣誓の日に始まり、指名された議会の全面一新改選の後、その最初の会期の開始の日に終わる。（新設）

第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちの任期は、上院での宣誓の日に始まり、全面一新改選に続く下院の最初の会期の開始の日に終わる。（新設）

経過措置（新設）

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：（第1項の前半は従前の第70条にそのまま）

《第67条の§ 1の1°及び2°に記載の上院議員たちは4年の任期で選出される。第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちは4年の任期で指名される。

全ての場合に、上院は2014年の共同体及び地域圏の議会選挙の際に全面一新される。》。

第71条 上院議員たちは無給である。

但し、費用弁償を受ける権利は有する；[この費用は年4,000フランに固定される。]（削除）

第67条の§ 1の1°乃至4°に記載の上院議員たちの費用弁償は指名される共同体及び地域圏の議会により決定される。費用弁償はその議会の負担となる。（新設）

第67条の§ 1の5°に記載の上院議員たちの費用弁償は第67条の§ 1の3°に記載の上院議員たちの費用弁償に一致し、それはドイツ語共同体議会の負担となる。（新設）

第67条の§ 1の6°及び7°に記載の上院議員たちの費用弁償は国庫の負担となる。（新設）

国内では、上院議員たちは当局により経営若しくは認可された交通機関に全て無賃で乗車できる権利を有する。

経過措置（新設）

本条の第3項乃至第5の挿入は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、上院議員は年4,000フランの費用弁償の権利を有する。（新設・額は従前に同じ）

[**第72条** 皇子たち、又は皇子がいない場合に王位継承を要請される皇統の家系のベルギー人子孫たちは18歳で当然に上院議員となる。21歳になるまでは議決権を有しない。出席者の定足数の決定⁽¹⁷⁾には算入されない。]（全文廃止）

第73条 下院の会期外に開催される上院の会議は全て当然無効である。

第II章 連邦立法権

第74条 第36条の例外として、連邦立法権は[以下]（削除）**第77条及び第78条に記載のもの以外の諸事項**（挿入）について国王及び下院により共同で行使される：

- [1° 帰化の許可；
- 2° 国王の大臣たちの民事及び刑事の責任に関する諸法律；
- 3° 国の予算及び決算、但し第174条の第1項第2文章を除く；
- 4° 国軍の徴兵数の確定。]（削除）

経過措置（新設）

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：（従前の第74条にはぼそのまま）

第36条の例外として、連邦立法権は以下について国王及び下院により共同で行使される：

- 1° 帰化の許可；
- 2° 国王の大臣たちの民事及び刑事の責任に関する諸法律；
- 3° 国の予算及び決算、但し第174条の第1項第2文章を除く；

(17) 蘭語判では“bepalen”、仏語では“détermination”「決定」が入っているが武居は省略している。

4° 国軍の徴兵数の確定。

第75条 法律案の発議権は連邦立法権の各部門に属する。但し上院の発議権は第77条の諸事項に限られる。(挿入)

第 [77] (削除) 78条に記載の諸事項 [を除き] (削除) については、国王の発議に基づいて国会に提出される法律案は下院に上程され、その後で上院に送付される。

[国王の発議に基づき国会に提出される条約承認に関する法律案は上院に上程され、その後で下院に送付される。] (削除)

経過措置

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：

第77条に記載の諸事項を除き、国王の発議に基づいて国会に提出される法律案は下院に上程され、その後で上院に送付される。

国王の発議に基づき国会に提出される条約承認に関する法律案は上院に上程され、その後で下院に送付される。

第76条 法律案は逐条投票の後でなければ国会により可決されてはならない。

両院は条文及び提出された修正案⁽¹⁸⁾を修正し分割する権利を有する。

下院の規則が第二読会の手続を準備する。(挿入)

経過措置 (新設)

第3項は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。

第77条 下院及び上院は以下の事項に関しては対等に管轄権を有する：

1° 憲法改正の宣言 [及び] (削除) 並びに憲法改正及び調整；

2° 憲法に基づき両院により解決されなければならない諸事項；

[3° 第5条、第39条、第43条、第50条、第68条、第71条⁽¹⁹⁾、第77条、第82条、第115条、第117条、第118条、第121条、第123条、第127条乃至第131条、第135条乃至第137条、第140条乃至第143条、第145条、第146条、第163条、第165条、第166条、第167条 § 1 第3項、§ 4 及び § 5、第169条、第170条 § 2 第2項、§ 3 第2項及び第3項、§ 4 第2項、及び第175条乃至第177条に記載の諸法律、並びにこれらの法律及び上述の諸条文を執行するための諸法律；] (削除)

[4°] 3° 第4条の最終項で準備された多数決により可決される諸法律 [、並びにこれらを執行するための諸法律；] (削除)

[5°] 4° [第34条に記載の] (削除) ドイツ語話者共同体の組織及びその財源調達に関する諸法律；

[6°] 5° [条約承認] (削除) 諸政党の財源調達及び選挙費用統制に関する諸法律；

[7°] 6° [国際的若しくは超国家的義務の遵守を保障するために第169条に従って可決される] (削除) 上院の組織及び上院議員の地位に関する諸法律；

[8° 国務院に関する諸法律；] (削除)

[9° 上級及び下級裁判所の組織；] (削除)

[10° 国、共同体及び地域圏間で締結される協力協定の承認に関する諸法律。] (削除)

第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で、下院及び上院が対等の管轄権を有するその他の諸法律を指定することができる。

経過規定

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：

下院及び上院は以下の事項に関しては対等に管轄権を有する：

1° 憲法改正の宣言及び憲法改正；

2° 憲法に基づき両院により解決されなければならない諸事項；

3° 第5条、第39条、第43条、第50条、第68条、第71条⁽¹⁹⁾、第77条、第82条、第115条、第117条、第118条、第121条、第123条、第127条乃至第131条、第135条乃至第137条、第140条乃至第143条、第145条、第146条、第163条、第165条、第166条、第167条 § 1 第3項、§ 4 及び § 5、第169条、第170条 § 2 項の2、§ 3 第2項及び第3項、§ 4 第2項及び第175条乃至第177条に記載の諸法律、並びにこれらの法律及び上述の諸条文を執行するための諸法律；

4° 第4条の最終項で準備された多数決により可決される諸法律、並びにこれらを執行するための諸法律；

5° 第34条に記載の諸法律；

6° 条約承認に関する諸法律；

7° 国際的若しくは超国家的義務の遵守を保障するために第169条に従って可決される諸法律；

8° 国務院に関する諸法律；

9° 上級及び下級裁判所の組織；

10° 国、共同体及び地域圏間で締結される協力協定の承認に関する諸法律。

第4条の最終項に定められた多数決により可決される法律で下院及び上院が対等の権限を有するその他の諸法律を指定することができる。》。

(18) 武居は「提出された」を条文と修正案の両方に掛けているが、蘭語版は“de voorgestelde amendementen”が修正案だけを修飾していてこちらが文理上適切である。

(19) これは上院に関する規定で、武居の指摘どおり削除忘れである。

第78条

§ 1. [第74条及び] (削除) 第77条 [に記載されたのは別のその他の諸事項のうち、] (削除) でない限り、[下院により可決された法律案は] (削除) 以下の諸事項は上院に送付される。

1° 第4条の最終項で準備された多数決で可決された諸法律を執行する諸法律；

2° 第5条、第39条、第115条、第117条、第118条、第121条、第123条、第127条乃至第129条、第131条、第135条乃至第137条、第141条乃至第143条、第163条、第165条、第166条、第167条 § 1 第3項、第169条、第170条 § 2 第2項、§ 3 第2項及び第3項、§ 4 第2項、第175条乃至第177条に記載の諸法律；

3° 国際的若しくは超国家的義務の遵守を保障するために第169条に従って可決された諸法律；

4° 国務院及び連邦諸行政裁判所に関する諸法律。

[少なくともその15人の議員の請求に応じて上院はその法律案を審査する⁽²⁰⁾。この請求は法律案の受領後15日以内の提出を要する。] (削除)

上院が本条記載の手續に従って審査できるその他の諸事項は、第4条の最終項で準備された多数決で可決された諸法律でこれを指定できる。

§ 2. 各言語集団の議員の少なくとも3分の1と併せてその議員の過半数の請求で、上院は法律案を審査する。この請求は法律案の受領後15日以内に表明される。

上院は[60] 30日を越えない期限内に以下のことができる：

— 法律案の修正をする必要がないことを決める；

— 法律案の修正をした後それを可決する。⁽²¹⁾

上院が与えられた期限内に決定しない場合又は下院に修正しない決定を伝えた場合は、この法律案は下院から国王に送付される。

法律案が修正された場合は、上院は下院に回付し、下院は[上院により可決された修正の全体若しくは一部について可決するか否決するか⁽²²⁾] (削除) 法律案を可決するか、修正するか最終的な決定を下す。

経過措置 (新設)

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：(従来の第78条にはぼそのまま)

《第74条及び第77条に記載されたのは別のその他の諸事項のうち、下院により可決された法律案は上院に送付される。

少なくともその15人の議員の請求に応じて、上院はその法律案を審査する⁽²⁰⁾。この請求は法律案の受領後15日以内の提出を要する。

上院は60日を越えない期限内に以下のことができる：

— 法律案の修正をする必要がないことを決める；

— 法律案の修正をした後それを可決する。⁽²¹⁾

上院が与えられた期限内に決定しない場合又は下院に修正しない決定を伝えた場合は、この法律案は下院から国王に送付される。

法律案が修正された場合は、上院は下院に回付し、下院は上院により可決された修正の全体若しくは一部について可決するか否決するか⁽²²⁾の最終的な決定を下す。》。

[第79条 第78条最終項に記載の審査のときに下院が新たな修正を可決する場合には、法律案は上院に差し戻され、上院は修正法律案について判断を下す。上院は15日を越えない期限内に以下のことができる：

— 下院による修正案に同意する決定をする；

— 新たに修正を施した後に法律案を可決する。

上院が与えられた期限内に決定しない場合又は下院に修正しない決定を伝えた場合は、下院は法律案を国王に送付する。

法律案が再び修正された場合には、上院は下院に送付し、下院がその法律案について可決するか修正するか最終的な決定を下す。]

(廃止・その大半は第78条に繰入)

[第80条 第78条に記載の法律案が提出されて、連邦政府が即決を要求するときは、第82条に記載の両院協議委員会が上院の決定すべき期限を定める。

委員会内で合意が得られない場合は、上院が審議権を主張できる期限は7日に、又第78条第3項に記載の審査期限は30日に短縮される。] (廃止)

[第81条 上院がその発議権により第78条に記載の諸事項に関する議員提出法律案を可決する場合には、この法律案は下院に送付される。

60日を越えない期限内に下院はその法律案を否決するか可決するか最終的な決定を下す。

下院が法律案を修正する場合は、この法律案は上院に差し戻され、上院は第79条で所定の規定に従い審議する。

(20) 武居は仏語の“examine”を「審議」としているが、蘭語判の“onderzoeken”独語版の“untersuchen”のいずれもともに文理上「審査」とすべきである。

(21) ここと第5項は“wetsontwerp”でなく単に“ontwerp”なので「法律案」とした。

(22) 武居は回付案を可決することと修正の全体若しくは一部を否決することにより最終決定を下すとしているが蘭語版は“hetzij aan te nemen, hetzij te verwerpen”「可決するか否決するか」が特有の文末にきていていずれも他動詞なので修正案の全部か一部が目的語になる。同様に仏語版の“adopter”も他動詞なので目的語が必要だが、武居訳のように修正案を指す「それ」の語は原文にないので拙訳のように解すべきである。

第79条第3項の適用の場合は、下院は15日以内に最終決定を下す。

下院が第2項及び第4項に定められた期限内に決定を下さない場合には、第82条に記載の両院協議委員会が15日以内に開催されて下院が決定を下さなければならない期限を定める。

委員会内で合意が得られない場合は、下院が60日以内に決定を下さなければならない。]（廃止）

第82条 下院及び上院の議員の同数で構成される両院協議委員会は両院間に生じる管轄権争いを解決し、互に合意の上で第78条〔乃至第81条〕（削除）に規定された審査期限をいつでも延長できる。

委員会の二つの構成要素内で過半数が得られない場合は、委員会はその委員たちの3分の2多数決で決定を下す。

委員会の構成及び運用方法並びに第78条〔乃至第81条〕（削除）に記載の期限の算定方法は法律でこれを定める。

経過規定

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：

《下院及び上院の議員の同数で構成される両院協議委員会は両院間に生じる管轄権争いを解決し、互に合意の上で第78条乃至第81条に規定された審査期限をいつでも延長できる。

委員会の二つの構成要素内で過半数が得られない場合は、委員会はその委員たちの3分の2多数決で決定を下す。

委員会の構成及び運用方法並びに第78条乃至第81条に記載の期限の算定方法は法律でこれを定める。》。

第83条 議員提出法律案及び政府提出法律案は全て第74条、第77条若しくは第78条に記載の事項に関わる問題であるか否かを明確にする。

第84条 有権的な形で法律の解釈は優れて法律事項である。

第三章 国王及び連邦政府

第I節 国王

第85条 国王の憲法上の権限はレオポルト・ヨリス・クリスティアン・フレデリック・ヴァン・ザクセン・コブルク（レオポルト・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール）⁽²³⁾陛下の直系、実系及び嫡系の子孫の中から、且つ長子相続特権に従い継承される。

国王の、又は国王の不在の際に憲法により予定される場合にその権限を行使する者の同意なしに婚姻をした第1項に記載の子孫はその王位継承権を剥奪される。⁽²⁴⁾

但し、この権利は、国王の、又は国王の不在の際に憲法により予定される場合にその権限を行使する者により、両院の同意を得た場合に限り、回復されることができる。

第86条 レオポルト、ヨリス・クリスティアン・フレデリック・ヴァン・ザクセン・コブルク（レオポルト・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール）陛下の子孫が不在の場合は、国王は第87条に定められた方法でなされる両院の同意を得てその後継者を指名することができる。

上述の方法に従ってなされる指名がない場合には、王位は空位となる。

第87条 国王は両院の同意なしに同時に他国の元首になることはできない。

両院のいずれれもが議員の少なくとも3分の2が出席していなければこれについて審議することができないし、なお且つ決議案は投票の少なくとも3分の2の賛成を得なければ可決されない。

第88条 国王の一身は不可侵である；その大臣たちが責任を負う。

第89条 王室費は各国王の治世期間ごとに法律でこれを定める。

第90条 国王の逝去の場合、両院はその逝去の日から遅くとも10日以内に召集なしに開催される。それ以前に両院が解散されていて、その解散証書により召集が10日の時点以降に行われていた場合には、交代すべき両院が会同するまで前の両院が引き続きその任に当たる。

国王の逝去の日からその王位継承者又は摂政の宣誓が行われるまでは、国王の憲法上の権限はベルギー国民の名で会議に集合する大臣たちによりその責任の下で行使される。

第91条 国王は満18歳で成年に達する。

国王は両院合同会議において正式に次の宣誓をして初めて即位することになる：

「朕はベルギー国民の憲法及び法律を遵守し、国家の独立及び領土の保全を維持することを誓う。」

第92条 国王の逝去時にその後継者が未成年の場合には、両院が摂政及び後見⁽²⁵⁾を指名するための合同会議を開催する。

第93条 国王が君臨不能状態になった場合には、大臣たち⁽²⁶⁾はこの不能を確認した後直ちに両院を召集する。両院合同会議により後見及び摂政が指名される。

(23) 2013年7月退位したレオポルトII世の氏名、括弧内は仏語読み。現国王はその長男のフィリップス・レオポルト・ロドヴェイク・マリア。2014年版ではまだ改正されていなかった。

(24) 蘭語版は「剥奪」だが仏語版と独語版は「失う」となっている。

(25) 清宮も武居も旧皇室典範第26条に規定されていた天皇が未成年の場合に置かれるとされた「太傅」の語を当てているが、これは単なる「後見」というより「傅育」の意味を持ち、またそのためか何よりも現行皇室典範では設けられていないので用いなかった。

(26) 武居は「内閣」としているが、蘭語版も“de ministers”、仏語版も“les ministres”であり、清宮も「大臣」としている。

第94条 摂政に任ぜられる者は一人に限る。

摂政は第91条に定められた宣誓をしたのちでなければその職に就けない。

第95条 王位が空位の場合には、両院は合同で審議し、改選された両院の招集まで暫定的に摂政を指名する；この招集は遅くとも2か月以内に行われなければならない。改選された両院は合同で審議し、確定的に空位を埋める。

第Ⅱ節 連邦政府

第96条 国王はその大臣を任免する。

連邦政府は、下院がその議員の絶対多数で、総理大臣の後継者の指名を国王に提案する不信任動議を可決し、又は信任の動議の否決から3日以内に総理大臣の後継者の指名を国王に提案する場合には、その辞表を提出する。国王は提案された後継者を総理大臣に任命し、総理大臣は新連邦政府が宣誓したときに就任する。

第97条 ベルギー国民だけが大臣になることができる。

第98条 王族は誰も大臣にはなることができない。

第99条 内閣は最大15人から成る。

場合により総理大臣を除き、内閣は同数のオランダ語話者大臣及びフランス語話者大臣から成る。

第100条 大臣たちは各院に自由に出席でき、要望すればいつでも発言が認められる。

下院は大臣たちの出席を要求することができる。〔上院は第77条に記載の政府提出法律案若しくは議員提出法律案又は第78条に記載の政府提出法律案の討議のために若しくは第56条に記載の調査権の行使のために大臣たちの出席を要求することができる。〕（削除）

上院は第77条若しくは第78条に記載の諸事項の範囲内で大臣たちの出席を要求することができる。（挿入）その他の事項に関して、上院は大臣たちの出席を要求することができる。

経過措置（新設）

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。

当日までは、第1項及び第2項の最終文章は別として次の諸規定が適用される。

《上院は第77条に記載の政府提出法律案若しくは議員提出法律案又は第78条に記載の政府提出法律案の討議のために若しくは第56条に記載の調査権の行使のために大臣たちの出席を要求することができる。》。

第101条 大臣たちは下院に責任を負う。

各大臣はその職務を果たすに当たり自らにより表明された意見が原因で訴追され又は何らかの捜査の対象とされることはない。

第102条 いかなる場合でも、国王の口頭若しくは書面の命令⁽²⁷⁾は大臣たちの責任を免除することはできない。

第103条 大臣たちはその職務を果たすに当たり犯した犯罪に関しては控訴院でのみ裁判される。大臣たちにより犯されたその職務以外の犯罪に関してもその職務遂行中に裁かれる場合は同様とする。場合によっては、第59条及び第120条は適用されない。

訴追の場合も裁判の場合も大臣たちに対処する方法は法律でこれを定める。

法律により全判事列席で開かれる管轄権を有する控訴院を指名し、その構成を明記する。

控訴院の判決は破棄院の合同部に上告することができるが、そこではその事案の内容についての判断には立ち入らない。

管轄権を有する控訴院に所属する検事だけが大臣に対する刑事訴追を行い指揮できる。

訴訟手続の執行のための全ての請求、控訴院への全ての直接の召喚及び、現行犯の場合を除く全ての逮捕は、下院の承認を必要とする。

第103条及び第125条が重複適用されるときに従う手続は法律でこれを定める。

いかなる恩赦も第1項に従って有罪宣告を受けた大臣に対しては下院の請求によるほかは認められない。

被害を受けた当事者がどのような場合にどのような規則に従って民事訴訟を起こすことができるかは法律でこれを定める。

経過規定

本条は本条を施行する法律の発効以前に予審の対象にされていた犯行にも提起されていた訴追にも適用されない。

この場合には、以下の規定が適用される：下院が大臣の告発をして破棄院へ召喚する権利を有する。破棄院のみが、合同部で、刑法の適用される事件をこれらの法律により定められた刑罰の適用により裁判する権利を有する。憲法第103条の暫定的且つ部分的施行に関する1996年12月17日の法律は引き続きこの事項に適用される。

第104条 国王は連邦副大臣たちを任免する。

副大臣たちは連邦政府の構成員である。副大臣たちは内閣の一員ではない。副大臣たちは大臣の補佐である。

国王が副大臣の職権及び副署を受けることができる範囲を定める。

大臣に関する憲法の諸規定は第90条第2項、第93条及び第99条を除き、連邦副大臣に適用される。

第Ⅲ節 管轄権

第105条 国王は憲法及び憲法自体に基づき公布された特別法により明文をもって付与された以外の権限は有しない。

第106条 国王のいかなる行為も大臣による副署がなければ効力を有しないし、大臣は副署によってのみ責任を負う。

(27) 武居は“l'ordre”を「勅令」としていて国王の命令の意味もあるが、ベルギーでは蘭語で日本の旧憲法下での勅令に相当する“Koninklijk Besluit”があるので区別した。

第107条 国王は軍隊内の階級を授与する。

国王は、法律により確定される例外を除き、一般職及び外交関係公務員を任命する。

国王は明示された法律規定に基づいてのみその他の職の任命を行う。

第108条 国王は法律の執行に必要な省令及び勅令を公布するが、但し法律自体を停止し、又はその執行を免除することはいずれも許されない。

第109条 国王は法律を裁可し公布する。

第110条 国王は裁判官により宣告された刑を特赦し又は減刑する権利を有するが、但し大臣並びに共同体及び地域圏政府構成員に対して宣告されたものを除く。

第111条 (用語の修正)⁽²⁸⁾ 国王は、下院又は関係議会の要請によらずに、破棄院により有罪を宣告された大臣又は共同体若しくは地域圏政府の構成員の恩赦を行うことはできない。

第112条 国王は法律の執行により、貨幣を鑄造する権利を有する。

第113条 国王は貴族の称号を授与する権利を有するが、但しそれに伴ういかなる特権も付与することはできない。

第114条 国王はこの点に関する法律の定める規定に則って軍事勲章を授与する。

第IV章 共同体及び地域圏

第I節 機関

第I小節 共同体及び地域圏の議会

第115条 (用語の修正)⁽²⁸⁾

§1. フラウンデレン議会と呼ばれるフラウンデレン共同体議会及びフランス共同体議会が置かれ、その構成及び運用方法は第4条最終項で準備された多数決により可決される法律により決められる。

ドイツ語共同体が置かれ、その構成及び運用方法は法律により決められる。

§2. 第137条の場合は別として、第39条に記載の地域圏の諸機関は各地域圏のために議会を含む。

第116条 (用語の修正)

§1. 共同体及び地域圏の議会は公選の代表たちで構成される。

§2. 各共同体議会は当該共同体議会構成員の資格又は地域圏議会議員の資格で直接公選される議員たちにより構成される。

第137条の適用の場合を除き、各地域圏議会は当該地域圏議会構成員の資格又は共同体議会構成員の資格で直接公選される構成員たちにより構成される。

第117条 (用語の修正) 共同体及び地域圏議会構成員は5年の任期で選出される。共同体及び地域圏議会は5年ごとに全員改選される。⁽²⁹⁾

第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律が別段の規定をしない限り、共同体及び地域圏議会の選挙はヨーロッパ議会の選挙と同日に一緒に行われる。

第118条 §2第4項、第118条 §2第4項に従って可決される法律、第134条に記載の地域圏法若しくは規則の執行は第1項及び第2項に違反することができる。(新設)

第118条 (用語の修正)

§1. 第116条 §2に記載の選挙並びに共同体及び地域圏議会の構成及び運用方法は法律でこれを規整する。ドイツ語共同体議会に関する場合を除き、この法律は第4条の最終項に定められた多数決により可決される。

§2. 以下の議会により決定されるフラウンデレン共同体議会、フランス共同体議会及びワロン地域圏議会の選挙、構成及び運用方法に関する、事情に応じてそれぞれの領域に関して共同体法又は第134条に記載の規則により採択される諸事項は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを指定する。この共同体・地域圏法又は第134条に記載の規則は、関係議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2多数決で可決される。

ブリュッセル首都地域圏に関わる場合には補足する多数決の諸条件は第1項に記載の法律でこれを準備する。(新設・第118条 §2の第2項と同文)

その議会により共同体法によって決定されるドイツ語話者共同体議会の選挙、構成及び運用方法に関する諸事項の諸条件は、法律でこれを指示する。この共同体法は当該議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2多数決で可決される。(新設)

第1項若しくは第3項に記載の法律は、共同体・地域圏法により若しくは場合に応じて、第134条に記載の規則により、場合に応じて、その議会の任期並びに各当該議会のそれらの議会選挙日を決める管轄権を共同体及び地域圏議会に託することができる。この共同体法及び第134条記載のその規則は第1項乃至第3項に準備された多数決で可決される。(新設)

経過措置 (新設)

第2段標の第4項の発効日は、2014年の欧州議会選挙の後で、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを定める。

(28) ここからはこれまでと違い条の数字にアンダーラインがあるのとなっていないのがあるが理由は不明。

(29) 武居はこの第1項と次の第2項の「共同体及び地域圏」を省略しているが仏語版の原文にもある。

第118条の2（用語の修正）

国内では、第2条及び第3条に記載の共同体及び地域圏議会の議員たちは、当局により経営されるか若しくは認可された交通機関に全て無賃で乗車できる権利を有する。

第119条（用語の修正） 共同体若しくは地域圏議会の構成員の職は下院議員の職とは両立しない。さらに第67条§1の[1°、2°、]（削除）6°及び7°に記載の上院の議員の職とも両立しない。

経過措置（新設）

本条は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、以下の諸規定が適用される：（従前の第119条ほぼそのまま）

《共同体若しくは地域圏議会の構成員の職は下院議員の職とは両立しない。さらに第67条§1の1°、2°、6°及び7°に記載の上院の議員の職とも両立しない。》。

第120条（用語の修正） 共同体若しくは地域圏議会の全ての構成員は第58条及び第59条で準備された不可侵特権を享受する。

第II小節 共同体及び地域圏の政府

第121条

§1. フラウンデレン共同体政府及びフランス共同体政府が置かれ、その構成及び運用方法は第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により決められる。

ドイツ語共同体政府が置かれ、その構成及び運用方法は法律により決められる。

§2. 第137条の場合は別として、第39条に記載の地域圏の機関には、各地域圏のために、政府が含まれる。

第122条（用語の修正） 各共同体若しくは地域圏政府の構成員たちはその議会により選出される。

第123条（用語の修正）

§1. 共同体及び地域圏政府の構成及び運用方法は法律でこれを規整する。ドイツ語共同体政府に関するものを除き、この法律は第4条の最終項で準備された多数決により可決される。

§2. 第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により、フラウンデレン共同体政府、フランス共同体政府及びワロン地域圏政府の構成及び運用方法に関する諸事項を、事情に応じてそれぞれの領域に関して共同体法若しくは第134条に記載の規則により規整される関係ある諸事項を指定する。この共同体法若しくは第134条に記載のこの規則は、関係議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2の多数で可決される。

ブリュッセル首都地域圏に関わる場合には補足する多数決の諸条件は第1項に記載の法律でこれを準備する。（新設・第118条§2の第2項と同文）

その議会により共同体法によって決定されるドイツ語話者共同体議会の選挙、構成及び運用方法に関する諸事項の諸条件は法律でこれを指示する。この共同体法は当該議会の議員の過半数が出席することを条件に、表明された投票の3分の2多数決で可決される。（新設・第118条§2の第3項と同文）

第124条 共同体若しくは地域圏政府のいかなる構成員たちもその職務の行使に当たり自らにより表明された意見により訴追され若しくは何らかの捜査の対象とされることはない。

第125条（用語の修正） 共同体若しくは地域圏政府の構成員たちはその職務の行使に当たり犯した違犯に関しては控訴院でのみ裁判される。共同体若しくは地域圏政府の構成員たちにより犯されたその職務以外の違犯に関してもその職務遂行中に裁かれる場合は同様である。場合によっては、第120条及び第59条は適用されない。

訴追の場合も裁判の場合もそれらの政府の構成員たちに対処する方法は法律でこれを定める。

法律により全判事列席で開かれる管轄権を有する控訴院を指定し、その構成を明記する。

控訴院の判決は破棄院の合同部に上告することができるが、そこではその事案の内容についての判断には立ち入らない。

管轄権を有する控訴院に所属する検事だけが共同体若しくは地域圏政府の構成員に対する刑事訴追を行い指揮することができる。

訴訟手続の執行のための全ての請求、控訴院への全ての直接の召喚及び現行犯の場合を除く全ての逮捕は、それぞれ関連あるものについて共同体若しくは地域圏議会の承認を必要とする。

第103条及び第125条が重複適用されるとき及び第125条の二重適用があるときに従う手続は法律でこれを定める。

いかなる恩赦も第1項に従って有罪宣告を受けた共同体若しくは地域圏政府の構成員に対しては関係共同体若しくは地域圏議会の請求によるほかは認められない。

被害を受けた当事者がどのような場合にどのような規則に従って民事訴訟を起こすことができるかは法律でこれを定める。

本条に記載の法律は第4条の最終項で準備された多数決により可決される。

経過規定

本条は本条を施行する法律の発効以前に予審行為の対象にされていた事実にも提起されていた訴訟にも適用されない。

この場合には、以下の規定が適用される：共同体及び地域圏議会がその政府の構成員たちの告発をして破棄院へ召喚する権利を有する。破棄院の合同部のみが刑法の適用される事件をこれらの法律により準備された刑罰の適用により裁判する権利を有する。憲法第125条の暫定的且つ部分的施行に関する1997年2月28日の法律は引き続きこの事項に適用される。

第126条 共同体及び地域圏政府の構成員たちに関する憲法規定、並びに第125条の最終段落に記載の施行法は地域圏の副大臣たちにも適用される。

第II節 諸管轄権

第I小節 共同体の諸管轄権

第127条 (用語の修正)

- §1. フラウンデレン共同体議会及びフランス共同体議会は、それぞれの領域に関して以下について共同体法により決める：
- 1° 文化に関する諸事項；
 - 2° 教育、但し以下を除く：
 - a) 義務教育の開始及び終了の決定；
 - b) 免許状付与の最低条件；
 - c) 年金制度；
 - 3° 1°及び2°に記載の諸事項のための共同体間の協力並びに国際協力、これには条約の締結を含む。
1°に記載の文化に関する諸事項、3°に記載の協力の形態、並びに3°に記載の条約の締結に関する方式は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを採択する。
- §2. これらの⁽³⁰⁾共同体法は、オランダ語圏及びフランス語圏、並びにその活動に基づいて、どちらか一方の共同体に専属していると見なされなければならないブリュッセル首都2言語併用地域圏に設置された機関において、それぞれ個別に法律の効力を有する。

第128条 (用語の修正)

- §1. フラウンデレン共同体及びフランス共同体議会は、それぞれの関係共同体において、住民の個別的な要求に対応した諸事項、それらの事項において同様に、共同体間協力及び条約の締結を含む国際協力を共同体法により決定する。
住民の個別的な要求に対応した諸事項並びに協力の形態及び協定の締結に関する方式は第4条の最終項に定められた多数決により可決される法律でこれを採択する。
- §2. これらの共同体法は、オランダ語圏及びフランス語圏、並びに第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律が別段の規定をしない限り、どちらか一方の共同体に専属していると見なされなければならないブリュッセル首都2言語併用地域圏に設置された機関において、それぞれ個別に法律の効力を有する。

第129条 (用語の修正)

- §1. フラウンデレン共同体及びフランス共同体議会は、共同体法により、連邦立法機関を除き、それぞれの領域に関して以下についての言語の使用を採択する：
- 1° 行政に関する諸事項；
 - 2° 当局により設置され、助成され若しくは認可された施設での教育；
 - 3° 雇用者と被用者間の社会的関係、並びに法律及び規則により要求される企業の証書及び文書。
- §2. これらの共同体法は、以下に関係ある場合を除き、オランダ語圏及びフランス語圏においてそれぞれ個別に法律の効力を有する：
- 別の言語圏に隣接していてそこに位置している地域のそれとは異なる言語の使用を法律が命じ若しくは認める基礎自治体若しくは基礎自治体群。これらの基礎自治体としては、§1に記載の諸事項における言語の使用に関する規則の修正は第4条の最終段落で準備された多数決により可決される法律によらなければ行うことはできない；
 - その活動範囲がそれが位置している言語圏を越えて広がる業務；
 - その活動範囲⁽³¹⁾が一の共同体より多くに共通である法律により指定される連邦及び国際機関。

第130条 (用語の修正)

- §1. ドイツ語共同体議会は以下について共同体法により決定する。
- 1° 文化に関する諸事項；
 - 2° 住民の個別的な要求に対応した諸事項；
 - 3° 第127条 §1 第1項 2°に定められた制限内の教育；
 - 4° 1°、2°及び3°に記載の諸事項のための共同体間の協力並びに条約の締結を含む国際協力；
 - 5° 当局により設置され、助成され若しくは認可された施設での教育のための言語の使用。
1°及び2°に記載の文化に関する諸事項及び住民の個別的な要求に対応した諸事項、並びに4°に記載の協力の形態及び協定が締結される方法は法律でこれを決定する。
- §2. これらの共同体法はドイツ語圏でも法律の効力を有する。

(30) 武居は「この」としているが仏語版の原文も“ces”「これらの」である。以下同じ。

(31) 蘭語判だけはその上の行の“werkkring”「活動範囲」と異なる“werking”「効力」となっているが、仏語版も“activité”独語版も“Tätigkeit”同じ「活動」としているのので、“werking”は誤植と解した。

第131条 思想的哲学的な理由によるあらゆる差別を防止するための諸規則⁽³²⁾は法律でこれを決定する。

第132条 (用語の修正) 発議権は共同体政府及び共同体議会構成員たちが有する。

第133条 共同体法の有権解釈は共同体法によってのみ行うことができる。

第II小節 地域圏の諸管轄権

第134条 第39条を執行するための諸法律で、その諸法律が新設する諸機関がその諸法律が定める諸事項について公布する諸規則の法的効力を決定する。

その諸法律は、それらが決定した領域内で及び方法に従いこれらの機関に法律の効力を有する地域圏法を公布する権限を授与することができる。

第III小節 特別規定

第135条 ブリュッセル首都2言語併用地域圏のために、第128条§1に記載された諸事項の中で共同体に付与されていない諸管轄権を行使する諸機関は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを指定する。

第135条の2 ブリュッセル首都2言語併用地域圏のために、ブリュッセル首都地域圏に対して、第127条§1の第1項1°に記載された諸事項の中で共同体に付与されていない諸管轄権、及びそれらの諸事項に関する1°〔共同体間の協力並びに国際協力〕を、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを付与できる。(新設)

第136条 (用語の修正) 共同体の諸事項を所管するブリュッセル首都地域圏議会に言語集団、及び理事会を置く。それらの構成、運用方法、管轄権及び第175条以外の財政は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により採択される。

理事会は共同で合同理事会を構成し、二つの共同体間の協議及び調整機関の役割を果たす。

第137条 (用語の修正) 第39条の適用のために、フラーンデレン共同体議会及びフランス共同体議会並びにそれらの政府は、法律の定める諸条件の下で且つ諸方式に従い、それぞれフラーンデレン地域圏若しくはワロン地域圏の諸管轄権を行使することができる。この法律は第4条の最終項で準備された多数決により採択されなければならない。

第138条 (用語の修正) 一方では、フランス共同体議会、他方では、ワロン地域圏議会及びブリュッセル首都地域圏議会のフランス語言語集団は、フランス語言語地域においてワロン地域圏議会及び政府が、ブリュッセル首都2言語併用地域においてブリュッセル首都地域圏議会のフランス語言語集団及びその理事会が、フランス共同体の諸権限についてその全部若しくは一部を行使することを相互協定及びそれぞれの共同体法・地域圏法により決定することができる。

これらの共同体・地域圏法は、関係議会若しくは関係言語集団の構成員の過半数が出席することを条件に、フランス共同体議会では表明される投票の3分の2の多数で、ワロン地域圏議会並びにブリュッセル首都地域圏議会のフランス語言語集団では絶対多数で採択される。それらの法は、その指定する管轄権の財源調達、並びにその管轄権に関連する人事異動、財産、権利及び義務の移譲も決定することができる。

これらの管轄権は、状況に応じて、共同体・地域圏法、共同体・地域圏令若しくは規則により行使される。

第139条 (用語の修正) ドイツ語共同体議会及びワロン地域圏議会は、それぞれの政府の提案に基づき、それぞれの共同体・地域圏法により、ドイツ語共同体議会及び政府がドイツ語地域においてワロン地域圏の諸権限の全部若しくは一部を行使することを相互協定において決定することができる。

これらの管轄権は、状況に応じて、共同体・地域圏法、共同体・地域圏令若しくは規則により行使される。

第140条 (用語の修正) ドイツ語共同体議会及び政府は法律により付与されるその他の全管轄権を共同体令若しくは規則により行使する。

第159条はこれらの共同体令若しくは規則に適用することができる。

第V章 憲法裁判所について、及び紛争の防止並びに解決について

第I節 権限争いの防止について

第141条 法律、共同体・地域圏法及び第134条に記載の諸規則間、共同体・地域圏法相互間、並びに第134条に記載の諸規則相互間の抵触を防止するような手続は法律でこれを具体化する。

第II節 憲法裁判所について⁽³³⁾

第142条 ベルギー全体のために憲法裁判所を置き、その構成、管轄権及び運用方法は法律により決定される。

この裁判所⁽³⁴⁾は以下について判決により裁定する：

- 1° 第141条に記載の抵触；
- 2° 法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則による第10条、第11条及び第24条違反；
- 3° 法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則による法律で決める憲法諸条文違反。

同裁判所には、法律で指定する全ての官署、利益を立証する全ての者又は先決問題として全ての司法機関から提訴することができる。

(32) 蘭語判も“regelen”独語版も“Regeln”〔いずれも複数〕と「規則」だが、仏語版は“mesures”「措置」としている。

(33) 訳者が2007年秋現地にて実態調査に赴いたとき、この分野の研究の第一人者であるPatrick Peeters教授から従来の仲裁裁判所を憲法裁判所に改組する旨知らされ、そのための改革過程を逐次追った論文集を戴いたが、その設置は2007年5月7日の憲法修正で既に実現していた。だが武居の仏語版(2009年)はまだ「仲裁院」としていた。但し法文は仲裁院のものをそのまま残している。この仲裁院自体は連邦化に伴う所産であった。

(34) 独語版のみ「この仲裁裁判所」“dieser Schiedshof”とし、次の項でも使っているが、これはその性格を表現したものと考えられる。

同院は、第39条の2に記載のそれぞれの住民投票について、その組織化に先立って、法律により決められた諸条件の下で且つ諸方式に従って、決定という方法で判決を下すことができる。（新設）

法律が、それが決定する場合に、且つ条件及び方式に従い、決定という方法により、下院の選挙に投入された選挙費用の統制に関して立法議会若しくはそれらの諸機関の決定に対して申し立てられる上告について、判決を下す管轄権を同裁判所に付与することができる。（新設）

第1項、第2項の3^o、及び第3項に記載された法律は第4条の最終項で準備された多数決により採択される。

第Ⅲ節 利害の抵触の防止並びに解決

第143条

- § 1. それぞれの管轄権を行使するに当たり、連邦国家、共同体、地域圏及び共同体合同委員会は利害の抵触回避のために、連邦への忠誠を遵守して行動する。
- § 2. 上院は、法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則により立法を行う議会間に発生する利害の抵触に関して、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で定めた諸条件の下で且つ諸方式に従い、理由を付した意見により、決定を下す。
- § 3. 連邦政府、共同体及び地域圏諸政府並びに共同体合同委員会理事会間の利害の抵触を防止するような手続は第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを具体化する。
- § 4. § 2及び§ 3に記載の手続は、課税される税率、免税の根拠又は個人の税の計算に関与するその他の全ての要素に関する連邦国家の法律、命令、規則行為及び決定には適用されない。（新設）

経過規定

利害抵触の防止及び解決に関しては、1980年8月9日の制度改革普通法が引き続き適用される；但し同法は§ 2及び§ 3に記載の法律によらなければ廃止、補完、修正若しくは置換されてはならない。

第Ⅵ章 司法権

第144条 私権を対象とする係争は裁判所の専管事項である。

但し、法律で、その決定する方式に従って、國務院若しくは連邦行政裁判所にそれらの決定の民事上の効力を判決する資格を与えることができる。（新設）

第145条 政治的権利を対象とする係争は、法律の定める例外を除き、裁判所の管轄領域である。

第146条 いかなる裁判所も、係争について裁判権を行使するいかなる機関も、法律によらなければ設置されてはならない。特別裁判所も特別委員会も⁽³⁵⁾いかなる名称であれ創設されてはならない。

第147条 バルギー全体のために破棄院を置く。

同院は事件の本案については判断を下さない。

第148条 裁判所の公判は公開であるが、但し公開が公序良俗に有害のときはこの限りでない；有害な場合には裁判所は判決によりその旨を宣告する。

政治的犯罪及び出版に関する犯罪に関しては、非公開は全会一致でなければ宣告されてはならない。

第149条 判決には全て理由が付記される。判決は公開の法廷で宣告される。

第150条 陪審は全ての刑事事件、並びに政治的犯罪及び出版に関する犯罪のために設置されるが、但し人種差別若しくは外国人排斥に基づく出版の犯罪は除く。

第151条（用語の修正）

- § 1. 裁判官たちはその裁判権行使に当たり独立である。検察官は個々の⁽³⁶⁾捜査及び訴追の行使に当たり独立であるが、訴追を命令し、捜査及び訴追に関する方針を含む刑事方針の指令を発する所管大臣の権利を侵害してはならない。

その上、第1項に記載の大臣により、共同体及び地域圏政府は、その管轄権に属する事項について訴追を命令する権利に関わるものをそれぞれ所有している。（新設）

その管轄権に属する事項について、第1項記載の指令及び保安政策計画化作成への共同体及び地域圏の参加、並びにそれらの同一事項に関わるものについて、それらの検事総長合同理事会代表の参加を、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを採択する。（新設）

- § 2. バルギー全体のために高等司法評議会⁽³⁷⁾を置く。その管轄権行使に当たり、高等司法評議会は§ 1に記載の独立を尊重する。高等司法評議会はオランダ言語評議員団及びフランス言語評議員団で構成される。

各評議員団は同数の評議員からなり、一方では、法律により定められた諸条件の下で且つ諸方式に従い同僚たちにより直接選挙された裁判官及び検察官の、他方では、法律により確定された諸条件の下で表明される投票の3分の2の多数で上院により指

(35) 仏語版と独語版は「特別委員会も特別裁判所も」と順序が逆。これらは特殊な身分や特殊事件のみを扱うもので、日本でも旧憲法下に行政裁判所・皇室裁判所・軍事法廷などが置かれていたが、現行憲法では一切廃止された。

(36) 蘭語は“individuele” 仏語は“individuelles” で武居は「個人の」としているが「個々の」が妥当。

(37) 蘭語の“Hoge Raad”はオランダでは最高裁判所であるが、ここでは後に“voor de Justitie”が付いており全然別である。なお蘭語版と独語版は「高等司法」だが仏語版は「司法高等」となっている。

名されるその他の評議員の代表からなる。

各評議員団内に、任命指名委員会並びに諮問調査委員会を置き、それらは前項の規定に従い同数代表で構成される。

高等司法評議会、その各言語評議員団及び各委員会の構成と併せて、それらがその管轄権をその下で行使する諸条件及びそれらに従って行使する方法は、法律でこれを明記する。

§ 3. 高等司法評議会は以下の諸事項においてその管轄権を行使する：

- 1° § 4 の第 1 項に記載のとおり裁判官若しくは検察官の任命候補者の推薦；
- 2° § 5 の第 1 項に記載の職務及び検察庁検事総長職⁽³⁸⁾への指名候補者の推薦；
- 3° 裁判官及び検察官の任官；
- 4° 裁判官及び検察官の研修；
- 5° 2°に記載の指名用の概略的な人物紹介の作成；
- 6° 司法裁判機構の運用方法全般及び組織に関する所見及び提案の表明；
- 7° 内部統制手段の通常の監督及び利用の促進；
- 8° 全ての懲戒及び刑罰権を除き：
 - 司法裁判機構の運用に関する不服申立の受理及び検証；
 - 司法裁判機構の運用についての検査の開始。

法律により定められる諸条件の下で且つ方法に従い、1°乃至4°に記載の諸管轄権は所管の任命指名委員会に付与され、5°乃至8°に記載の諸管轄権は所管の諮問調査委員会に付与される。一方で任命指名委員会、及び他方で諮問調査委員会がそれらの管轄権を合同で行使する諸条件及びそれらに従って行使する方法を決定する。

本評議会のその他の諸管轄権を第 4 条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを決定する。

§ 4. 治安判事たち、下級裁判所判事たち、上級裁判所及び破棄院の裁判官たちは法律で確定される諸条件の下で且つ方法に従い国王により任命される。

この任命は、法律により定められた諸方式に従い、3分の2の多数で、その資格及び適性の評価をした後で、所管の任命指名委員会の理由を付した推薦に基づき行われる。この推薦は、法律により定められた方法に従い且つ正当な理由がなければ拒否してはならない。

上級裁判所及び破棄院への上級裁判官任命の場合は、当該裁判所の総会で、法律により定められた方法に従い、前項に記載の推薦に先立って理由を付した態度表明を行う。

§ 5. 破棄院主席院長、各上級裁判所の主席裁判長及び各下級裁判所所長は、法律により定められた諸条件の下で且つ方法に従い国王によりこれらの職に指名される。

この指名は、法律により定められた諸方式に従い、3分の2の多数で、その資格及び適性の評価をした後で、所管の任命指名委員会の理由を付した推薦に基づき行われる。この推薦は、法律により定められた方法に従い且つ正当な理由がなければ拒否されることはない。

破棄院長官若しくは各上級裁判所主席裁判長への指名の場合は、当該裁判所の総会が、法律により定められた方法に従い、前項に記載の推薦に先立って理由を付した態度表明を行う。

破棄院の院長及びその各部の部長たち若しくは各上級裁判所の部長たち並びに各下級裁判所の次席判事たちは、各上級裁判所及び各下級裁判所によりその内部から法律で確定した諸条件で且つ方法に従いこれらの職に指名される。

第152条の規定は別として、これらの職の指名の期間は法律でこれを確定する。

§ 6. 法律により定められた方法に従い、§ 5 の第 4 項に記載の職の保持者及び検察官たちは評価に掛けられる。

経過規定

§ 3 乃至 § 6 の諸規定は § 2 に記載の高等司法評議会の設置後に発効する。

この〔発効〕日に破棄院の主席院長、院長及び各部長たち、各上級裁判所の主席裁判長たち及び各部長たち並びに各下級裁判所の裁判長たち及び次席判事たちは、法律により定められた期間及び諸条件でその職に指名されて同時にそれぞれ破棄院、控訴院若しくは労働裁判所及びその類似の下級裁判所に任命されたものと見なされる。

その間、以下の諸規定が引き続き適用される：

治安判事たち及び下級裁判所の判事たちは国王により直接任命される。

控訴院裁判官たち及びその管轄下の各下級裁判所の裁判長たち並びに次席判事たちは、一つはこれらの控訴院から、いま一つは場合により各県議会及びブリュッセル首都地域圏議会から提出されたそれぞれ二人の候補者を記載した二つの名簿に基づいて国王により任命される。

破棄院の裁判官たちは、一つは破棄院から、いま一つは下院及び上院⁽³⁹⁾から交互に、提出された二つの名簿に基づいて国王により任命される。

(38) 武居は「検察庁付司法長官職」としているがいずれの言語版でも「検察庁総体の長」としているので「検事総長」とした。

(39) 武居は「上院及び下院」としているが仏語版も逆である。

これら二つの場合は、一方の名簿に記載された候補者たちが他方の名簿にも登載されることが認められる。

推薦は全て任命の少なくとも15日前に公表される。

上級裁判所は裁判長たち及び次席判事たちを内部から選任する。

第152条 裁判官たちは終身で任命される。裁判官たちは法律により定められた年齢で退職し、法律により用意された年金を受ける。

裁判官は誰も判決によらなければ解任若しくは停職とされることはない。

裁判官の配置転換は新たな任命で且つその同意を得なければ行うことができない。

第153条 国王が上級裁判所及び下級裁判所所属の検察官たちを任免する。

第154条 司法裁判機構の構成員たちの給与は法律により確定される。

第155条 裁判官は誰も政府から給与を受ける職務を引き受けることはできないが、但しその職務が無給で執行され且つ法律により定められた兼職禁止を前提条件としていればこの限りでない。

第156条 ベルギーには控訴院を5院置く：

- 1° ブリュッセル控訴院、フラマン・ブラバント、ワロン・ブラバントの各県及びブリュッセル首都2言語併用地域圏を含む管轄区域を有する； {オランダ語}
- 2° ヘント控訴院、西フランドレン及び東フランドレンの各県を含む管轄区域を有する； {オランダ語}
- 3° アントヴェルペン控訴院、アントヴェルペン及びリンブルフの各県を含む管轄区域を有する； {オランダ語}
- 4° リエージュ控訴院、リエージュ、ナミュール及びリュクサンブールの各県を含む管轄区域を有する； {フランス語}
- 5° モンス控訴院、エノー県を含む管轄区域を有する。 {フランス語}

第157条 第167条 § 1 第2項に記載の戦争状態が確認されたとき軍事裁判所を置く。軍事裁判所の組織、権限、同裁判所の構成員たちの権利及び義務、並びにその任期は法律でこれを決定する。

法律により定められた場所に各商事裁判所を置く。それらの組織、権限、構成員の任命方法及び任期は法律でこれを決定する。

同様に労働裁判所の組織、権限、構成員の任命方法及び任期は法律がこれを規整する。

法律により定められた場所に行刑裁判所を置く。それらの組織、権限、構成員の任命方法及び任期は法律でこれを決定する。

経過規定

第1項は軍事刑罰手続法典第I編及び第II編を含む1899年6月15日の法律の廃止の日に発効する。

その日まで次の規定が引き続き効力を有する：

軍事裁判所の組織、権限、同裁判所の構成員たちの権利及び義務、並びにその任期は各特別法でこれを決定する。

第157条の2 ブリュッセル裁判区内の司法的事項での言語使用に関わる改革の本質的要素、並びに検事局、所在地及び管轄に関する局面は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でしか修正されてはならない。(新設)

第158条 破棄院は法律により定められた方法に従い権限争いについて判定を下す。

第159条 上級裁判所及び下級裁判所は、法律に適合している限りで、一般の{連邦、共同体、地域圏}命令及び規則、県並びに基礎自治体の条例及び規則を適用する。

第七章 国務院及び行政裁判

第160条 ベルギー全体のために国務院を置き、その構成、管轄権限及び職務は法律により定められる。但し、法律が確定する諸原則に従い手続を決定する権限はその法律でこれを国王に付与することができる。

国務院は行政裁判所として判決により判定を下し、且つ法律により定められた場合に意見を表明する。

本項と同時に発効する国務院の行政訴訟部の全体会議規則の修正は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律によるしか行えない。(新設)

経過規定

本条は2012年10月14日に発効する。

第161条 いかなる行政裁判所も法律によらなければ設置されてはならない。

第八章 県及び基礎自治体の制度

第162条 (用語の修正) 県及び基礎自治体の諸制度は法律により決定される。

法律で次の諸原則の適用を確立する：

- 1° 県及び基礎自治体の議会議員たちの直接選挙；
- 2° 県及び基礎自治体の利益となる全てを処理するための各県及び各基礎自治体議会の権限、但し法律の定める場合で且つ方法に従ったそれらの行為の承認は除く；
- 3° 県及び基礎自治体の制度への権限の分権化；
- 4° 法律により定められる範囲内で各県及び基礎自治体の議会の審議の公開；
- 5° 予算及び決算の公開；
- 6° 法律違反若しくは全体利益侵害を防止するための監督権者若しくは連邦立法権者の介入。

[第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律の執行に当たり、行政監督権の組織及び行使は共同体若しくは地域圏議

会により可決されてよい。] (削除)

超基礎自治体団体は第134条に記載の規則により決定される。この規則は第2項記載の諸原則の適用を決定する。第134条に記載の規則は同様に重要と見なすその他の諸原則を、会議中の当該議会の議員たちの表明される投票の3分の2の多数決に訴えるか否かについて、当該議会の議員の過半数が出席しているという条件の下で確定できる。第159条及び第190条は超基礎自治体団体の条例及び規則に適用される。(新設)

第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律の施行に当たり、地域圏法若しくは第134条に記載の規則で、複数の県、**複数の超基礎自治体団体** (挿入) 又は複数の基礎自治体がそれに従い相互理解を深めるか若しくは連合できる諸条件及び方法を定める。

但し、複数の県議会、**複数の超基礎自治体団体議会** (挿入) 又は複数の基礎自治体議会が合同で審議してはならない。

第163条 フラウンデレン地域圏及びワロン地域圏内で公選の県機関により行使される諸管轄権は、ブリュッセル首都2言語併用地域圏内では、第127条及び第128条に基づきそれらの諸管轄権に帰属する諸事項に関するものについてはフラウンデレン共同体並びにフランス共同体により及び共同体合同委員会により、その他の諸事項に関してはブリュッセル首都地域圏により、それぞれ行使される。但し、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で、ブリュッセル首都地域圏若しくはその構成員たちが同圏により指名されたいずれかの機関により第39条に記載の諸事項とは無関係の⁽⁴⁰⁾第1項に記載された諸管轄権を行使する細則⁽⁴¹⁾は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを採択する。

同じ多数決により可決される法律で、第136条で予定された諸機関に第1項に記載の第127条及び第128条に記載の諸事項に係る⁽⁴²⁾諸管轄権の全部若しくは一部の付与を決定する。

第164条 戸籍謄本の作製及び登録簿の保管は基礎自治体の専権に属する。

第165条

§1. 都市圏⁽⁴³⁾及び基礎自治体連合は法律でこれらを創設する。法律でそれらの組織及び管轄権を定め、その上で第162条に記述された諸原則の適用が保障される。

各都市圏のために及び各連合のために議会及び執行理事会⁽⁴⁴⁾を置く。

執行理事会の理事長は議会によりその中から選出される；その選挙は国王により認証される；法律でその地位を定める。

第159条及び第190条は都市圏及び基礎自治体連合の条例及び規則に適用される。

都市圏及び基礎自治体連合の境界は法律によらなければ変更若しくは改訂⁽⁴⁵⁾されることはない。

§2. 法律により各都市圏及び最も近接している諸基礎自治体連合が、その中で、それぞれの管轄権に属する技術的性格の共通諸問題を検討するために、法律で定める諸条件で且つ方法に従い協議する機関を創設する。

§3. 複数の基礎自治体連合は、自らの管轄権に属する諸対象を共同で決定して管理するために法律により定められる諸条件で且つ方法に従い、相互に、又は一つ乃至それ以上の都市圏と協調し若しくは提携することができる。それらの議会は合同で審議してはならない。

第166条 (用語の修正)

§1. 第165条は、以下に準備される留保付きで、王国の首都に属する都市圏にも適用される。

§2. 王国の首都が属する都市圏の諸管轄権は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により定められる方法で、第39条に基づき創設されるブリュッセル首都地域圏の諸機関により行使される。

§3. 第136条に記載される諸機関は：

1° その共同体のために⁽⁴⁶⁾、それぞれ文化的、教育的及び住民の個別的な要求に対応した諸事項においてその他の官庁と同一の管轄権を保有する；

2° その共同体のために、それぞれそれらにフラウンデレン共同体及びフランス共同体の議会により委任される諸管轄権を行使する；

3° 共通の利害のある1°に記載の諸事項を共同で決定する。

第IV編 国際関係

第167条 (用語の修正)

(40) 仏語と独語は「属さない」“ne relèvent pas”、“nicht gehören”となっている。

(41) “niedere regelen” (蘭語・より詳細な規則) は仏語と独語は「方式」“modalités”、“Modalitäten”となっている。

(42) 仏語と独語は「属さない」“relèvent”、“gehören”となっている。

(43) “agglomération”を清宮は市町村団、武居は市町村集団と訳しているが、これに基づき制定されたワロン自治法は都市圏とし、連合と並べている。基礎自治体合併により生まれた人口10万人以上の都市を指す。

(44) 清宮は執行部、武居は執行会議と訳しているが、執行理事会とすべきである。

(45) 日本の地方自治法には改訂はない。

(46) 武居は「それぞれの共同体のために」としている。

§ 1. 国王が国際関係を指揮するが、但し憲法により又は憲法の名においてそれらの管轄権に属する諸事項に関して、条約の締結を含む国際協力を決定する共同体及び地域圏の管轄権は除く。

国王は軍隊を統率し、宣戦並びに終戦を布告する。国王は、国益並びに国の安全が許す限り直ちに、適切な報告を添えて国会に通告する。

領土の割譲も、交換も、併合も、法律によらなければ行うことができない。

§ 2. 国王は条約を締結するが、但し、§ 3に記載の諸事項に関連するものを除く。これらの条約は〔国会〕下院の承認を受けた後でなければ発効しない。

§ 3. 第121条に記載の共同体及び地域圏の政府は、それぞれ自らに關係のある限り、その議会の管轄権に属する諸事項に関する条約を締結する。これらの条約は、議会の承認を受けた後でなければ発効しない。

§ 4. 第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により、§ 3に記載の条約及び憲法により又は憲法の名において⁽⁴⁷⁾共同体若しくは地域圏の権限に属する諸事項だけが専ら関わるわけではない条約の締結の諸方式を決める。

§ 5. 国王は、共同体若しくは地域圏の政府との互いの合意の上で、1993年5月18日以前に締結され且つ§ 3に記載の諸事項に関する諸条約を破棄することができる。

国王は、関係共同体及び地域圏の政府が要請すればこれらの条約を破棄する。関係共同体及び地域圏の政府間の合意が得られない場合の手続は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律でこれを決定する。

経過規定

§ 2の2番目の文章は2014年の共同体及び地域圏の議会の全面一新のための選挙当日に発効する。この日までは、両院の承認を受けた後でなければ発効しない。

第168条 欧州共同体創設条約及びその改正若しくは補完をする条約並びに議定書⁽⁴⁸⁾のそれぞれの改定のための交渉の当初から、両院は通告を受ける。両院はその調印の前に条約案を知らされる。

第168条の2 欧州議会選挙のために、法律で旧ブラバント県内のオランダ語話者及びフランス語話者の正当な利益を保障するための特別な方式を準備する。(新設)

この特別な方式を定めた規則の修正は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律によってしか行われてはならない。(新設)

第169条 国際的乃至超国家的義務の尊重を保障するために、第36条及び第37条に記載の諸権力は、法律により決定される諸条件の尊重の下で、第115条及び第121条に記載の諸機関に暫定的に代位させることができる。この法律は第4条の最終項で準備された多数決により可決されなければならない。

第V編 財政

第170条

§ 1. 国のための租税はいずれも法律によらなければ設定されてはならない。

§ 2. 共同体若しくは地域圏のための租税はいずれも共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則によらなければ設定されてはならない。

第1項に記載の租税に関して必要性が立証される例外は、法律でこれを定める。

§ 3. いかなる負担、いかなる課税もその議会の議決によらなければ県若しくは超基礎自治体団体により設定されてはならない。

第1項に記載の課税に関して必要性が立証される例外は、法律でこれを定める。

法律で第1項に記載の課税の全体若しくはその一部を廃止することができる。

§ 4. いかなる負担、いかなる課税もその議会の議決によらなければ都市圏、基礎自治体連合及び基礎自治体により設定されてはならない。

第1項に記載の課税に関して必要性が立証される例外は法律でこれを定める。

第171条 国、共同体及び地域圏のための租税は毎年度票決に付される。

{租税を} 設定する諸規則は更新されない限り1年間しか効力を有しない。

第172条 課税に関する特権は設定されてはならない。

免税又は減税は法律によらなければ設定されてはならない。

第173条 県、干拓地及び排水事業⁽⁴⁹⁾並びに法律、共同体・地域圏法及び第134条に記載の規則により除外が明示される場合を除き、いかなる負担も国、共同体、地域圏、都市圏、基礎自治体連合又は基礎自治体のための租税としてでなければ市民たちに要求されて

(47) 武居はここに「定められた法律に基づき」という文言を挿入しているが仏語版にもこれはない。共同体や地域圏の地位を考慮すればこのような国法は不要である。

(48) 武居は「宣言」としているが、調印の対象となるのは議定書である。またその後で「署名」としているが「調印」である。

(49) 武居は「海面下の低地」としているが仏語版も法文は「排水工事」「wateringues」である。また独語版は「排水事業組合」と「灌漑事業組合」「Entwässerungsgenossenschaften und Bewässerungsgenossenschaften」としている。

はならない。

第174条 毎年度、下院は決算法を決定し、予算を承認⁽⁵⁰⁾する。但し、下院及び上院は毎年度それぞれの関連の運営費を決定する。国の収入及び支出は全て予算に及び決算に計上されなければならない。

第175条 (用語の修正) 第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で、フラーンデレン共同体及びフランス共同体の財政制度を決定する。

フラーンデレン共同体及びフランス共同体の議会は共同体法により、それぞれ自らに関して、収入の用途を決定する。

第176条 (用語の修正) 法律でドイツ語共同体の財政制度を決定する。

ドイツ語共同体議会は共同体法によりその収入の用途を決定する。

第177条 (用語の修正) 第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で、地域圏の財政制度を決定する。

地域圏議会が第134条に記載の諸規則により、それぞれ自らに関して、収入の用途を決定する。

第178条 (用語の修正) 第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により定められる諸条件の下で且つ諸方式に従い、ブリュッセル首都地域圏議会は、第134条に記載の諸規則により、共同体合同委員会に及びフラーンデレン共同体委員会並びにフランス共同体委員会に財政手段を移譲する。

第179条 国庫の負担によるいかなる年金も、いかなる賜金も、法律によらなければ支給されてはならない。

第180条 会計検査院の構成員たちは下院により法律により定められる任期で任命される。

本院は、行政全般及び国庫に対して決算報告義務を負う会計担当者全員の会計の検査及び清算に責任を有する。同院は予算支出項目のいかなる超過もいかなる流用も行われぬように監視する。同院はまた、その中の税金を含めて国による債権の確定及び徴収に関する業務全般の統制も実施する。同院は諸般の国家行政の会計を決定し、そのために必要な⁽⁵¹⁾全ての情報並びに全ての会計書類を収集する責任を有する。国の会計全般は会計検査院の所見を付して下院⁽⁵²⁾に提出される。

本院は法律により組織される。

法律で、会計検査院に、共同体及び地域圏、並びに所属する公益業務機関の予算及び会計の統制を付託することができる。法律はまたこの統制を規整する第134条に記載の地域圏法及び規則を認可することができる。ドイツ語話者共同体に関するものを除いて、この法律は第4条の最終項で準備された多数決により採択される。(新設)

追加の職務が、法律、第134条に記載の地域圏法若しくは規則により付託される。同院の一致した意見に基づき、第134条に記載の地域圏法若しくは規則がこれらの職務の執行に対する同院の謝礼金を決定する。いかなる謝礼金も本項の発効の開始以前に共同体若しくは地域圏のために同院により遂行される職務について支払われてはならない。(新設)

第181条

§1. 聖職者の給与及び年金は国が負担する；そのために必要な額は毎年度予算に計上される。

§2. 非宗教的人生観に基づいて精神的支援を供与する法律により認可された諸組織の代表の給与及び年金は国が負担する；そのために必要な額は毎年度予算に計上される。

第VI編 軍隊及び警察

第182条 徴兵方法は法律により定められる。法律でまた軍人の昇進、権利並びに義務も定める。

第183条 徴兵数は毎年度承認される。それを決定する法律は更新のない限り1年間しかその効力を有しない。

第184条 統合警察局の組織及び権限は二階層で編成されて法律で決定される。統合警察局の人事構成員の地位の基本的要素は二階層で編成されて法律で決定される。

経過規定

但し、国王は二階層で編成される統合警察局の人事構成員の身分の基本的要素を、これらの要素に関して、その勅令が2002年4月30日以前の法律により確認される限り、決定して実行できる。

第185条 外国の軍隊は、法律に基づかなければ、国の軍務に迎え入れられ、領土を占領又は通過することはできない。

第186条 軍人たちは、法律により定められた方法によらなければ、その階級、荣誉及び年金を剥奪されてはならない。

第VII編 一般規定

第187条 憲法はその全部乃至一部を一時停止されてはならない。

第188条 憲法施行の日から、憲法に抵触する全ての法律、全ての命令、全ての判決、全ての規則及びその他の法令は廃止される。

第189条 憲法の法文はオランダ語、フランス語、及びドイツ語で作成される。

(50) 蘭語版は承認だが仏・独語判は「可決」「voter」、「verabschieden」としている。

(51) 「必要な」は清宮と武居は仏語版が後置されているため後者のみとしているが、蘭語版は前置で情報と会計書類の両方に掛けておりこちらが妥当。

(52) 清宮は両議院としているが仏語版も下院のみとなっている。

第190条 全ての法律、一般、県または基礎自治体の行政命令又は規則は、法律により定められた表現形式で公布された後でなければ拘束力を有しない。

第191条 ベルギーの領土内にいる全ての外国人は、法律により確定される例外を除き、その身体及び財産に与えられる保護を享受する。

第192条 宣誓は全て法律によらなければ強要されてはならない。定型文句は法律でこれを定める。

第193条 ベルギー国民は赤、黄及び黒の国旗、及び王国の紋章として「**団結は力なり**」の銘を付したベルギーの獅子を採用する。

第194条 ブリュッセル市はベルギーの首都であり連邦政府の所在地である。

第四編 憲法改正

第195条 連邦立法権は、ある憲法規定に指示するような改定理由がある旨宣告する権利を有する。

この宣告の後両院は当然に解散される。

次いで第46条に従い、新たな両院が招集される。

これら両院は、国王との合意の上で改正に付する個所について決定を下す。

この場合に、両院はそれぞれの院を構成する議員の少なくとも3分の2が出席していなければ審議することはできない；又投票の少なくとも3分の2を集めなければいかなる変更も可決されない。

経過規定（以下全て新設）

但し、両院は、2010年6月13日の両院革新に続いて構成されて、国王と共に全会一致で、専ら下記に指示された方向で、以下の規定、条文及び条文の配置の改訂を決定する。

- 1° 基礎的自治体法、基礎的自治体選挙法、社会扶助公共センター組織法、県法、選挙法、県選挙組織法及び国会及び県議会の同時選挙組織法並びに知事の職務に関する法律、1988年8月9日の法律の現行の特別規定は別として、県に関する地域圏の自律の完全な実施を確保するための第5条第2項、第11条の2、第41条第5項、第159条及び第190条は、憲法の中で使用される「県」の語の意味を、全ての制度的意味を除いて、その領域的意味のみに限定する。
- 2° 第23条は家族手当の権利を保障するためのもの；
- 3° 第三編は選挙予定日の少なくとも1年間は選挙立法の修正を禁止する規定をそこに挿入するために；
- 4° 第34条第1項、第44条第2項、第46条第5項、第69条、第71条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条及び第168条は両院制の改革を実施して下院に剰余立法管轄権を付託するために；
- 5° 第46条及び第117条は、連邦議会選挙が欧州議会選挙と同日に執行されること、及び任期前の解散の場合には、新たな連邦議会の任期はこの解散の次の欧州議会選挙当日を越えることはできないことを予定して、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で承認し、共同体及び地域圏に特別共同体法若しくは特別地域圏法により、それらの議会の任期を決める管轄権を付託すること並びに第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で選挙に関する現在の問題点を手直しする新たな諸規則の発効日を決めるために；
- 6° 第63条§4は、下院選挙について、旧ブラバント県内のオランダ語話者及びフランス語話者の正当な利益を保障するために、特別な方式を法律で予定し、これらの方式を決定した諸規則の修正は第4条の最終項で準備された多数決が適用される法律によってしか行うことはできない旨を補足するために；
- 7° 第三編第四章第二節第三小節は、ブリュッセル首都2言語併用地域圏のために、ブリュッセル首都地域圏に対して、第127条§1の第1項1°に記載の諸事項の中で共同体に付与されていない諸管轄権、及び1°、3°に記載のそれらの諸事項に関するものを、第4条の最終項に定められた多数決により可決される法律で承認する1か条をそこに挿入するために；
- 8° 第三編第四章第二節第三小節は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律で諸構成体間の協力手続を簡素化するのを承認するために；
- 9° 第143条の手続は、課税の根拠、課税される税率、免税又は個人の税の計算に関与するその他の全ての要素を修正する連邦権力の法律若しくは決定に関する利害の抵触の手続を除外する段標を付け加えるもの；
- 10° 第三編第七章は、ブリュッセル裁判区内の司法的事項での言語使用に関わる改革の本質的要素、並びに検事局、所在地及び管轄に関してそこに帰属する局面の修正は、第4条の最終項に定められた多数決により可決される法律でしか修正されてはならないという将来に備えた規定をそこに挿入するために；。
- 11° 第114条は國務院、及び万一の場合には連邦行政裁判所にそれらの決定の私法上の効力について判断を下すことができるよう準備するために；
- 12° 第151条§1は、共同体及び地域圏に、即時の執行を保障する連邦司法大臣を経て、その管轄権に属する事項について訴追を命令する権利を持たせ、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律を承認するために、共同体及び地域圏の参加を準備し、その管轄権に属する事項の内、検察官の捜査及び訴追の方針、政治的犯罪者の拘指令、検事総長合同理事会代表、並びに一般的な保安の文書の枠組及び国家保安計画を提案するために；

13° 第160条は、本項と同時に発効する国務院の行政訴訟部の新たな管轄権及び全体会議の審議方式の修正は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律によるしか行うことはできない旨を提示する項を付け加えるために；

14° 第IV編は、欧州議会選挙について、旧ブラバント県内のオランダ語話者及びフランス語話者の正当な利益を保障するために、特別な方式を法律で予定し、これらの方式を決定した諸規則の修正は第4条の最終項で準備された多数決で可決される法律によってしか行えない旨をそこに挿入するために；

15° 第180条は、会計検査院に、第134条に記載の地域圏法及び規則によって創設された議会が、万一の場合には、謝礼金を支払ってその職務を付託することができるよう準備するために。

両院は、それらを構成する構成員の3分の2が出席していない場合に第1項に記載の要点を審議することはできない；いかなる変更も投票の少なくとも3分の2を集めなければ可決されない。

本経過規定は第195条第2項の意味での宣告とはならない。

第196条 いかなる憲法改正も、戦時中又は連邦領土上で両院が自由に集会するのが妨げられているときは、着手し又は続行してはならない。

第197条 摂政政治の間は、いかなる修正⁽⁵³⁾も、憲法に⁽⁵⁴⁾国王の憲法上の権限及び憲法第85条乃至第88条、第91条乃至第95条、第106条、第197条に関して加えることはできない。

第198条 国王との合意の上で、憲法制定議会は、憲法条文の順序変更及び条文の細分、憲法の編、章及び節への細分を可決し、新たな諸規定の用語と一致させるために改正には付されていない条項の用語を変更してオランダ語、フランス語及びドイツ語の正文間の一致を確保することができる。

この場合に、両院は各院を構成する議員の少なくとも3分の2が出席していなければ審議することができない；又変更は修正の全体が表明された賛成票の少なくとも3分の2を集めなければ可決されることはない。

第Ⅹ編 発効及び経過規定

(用語の修正)

I. 第85条の諸規定は、アルベルト・フェリックス・フンベルト・テオドール・クリスティアーン・ウージェーヌ・マリエ（アルベール・フェリックス・ウンベール・テオドール・クリスティアン・ウージェーヌ・マリー）親王殿下、ライク（リエージュ）公爵、ベルギー王子の子孫に初めて適用されるが、その際アストリッド・ヨセフィヌ・シャルロット・ファブリジア・エリザベート・パオラ・マリー（アストリッド・ジョゼフィヌ・シャルロット・ファブリジア・エリザベート・パオラ・マリー）内親王殿下、東オーストリア大公ロレンス（ロレンツ）とベルギー王女との婚姻は第85条第2項に記載の同意を得たものと見なされる。

このときまで、次の諸規定はなお有効である。

国王の憲法上の諸権力はレオポルト・ヨリス・クリスティアン・フレデリック・ヴァン・ザクセン・コブルク（レオポルト・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール）陛下の直系、実系及び嫡系の子孫の中から、男性から男性へと長子相続により継承され、女性たち及びその子孫の継承は永久に排除される。

国王の、若しくは国王の不在の際は憲法により予定される場合にその権力を行使する者の承諾なしに婚姻をした王子はその王位継承権を剥奪される。

但し、この権利は、国王の、若しくは国王の不在の際は憲法により予定される場合にその権力を行使する者により、両院の同意を得て回復が認められる。

II. （2005年12月6日廃止）

III. 第125条は1993年5月8日以降の事実適用となる。

IV. （2005年12月6日廃止）

V. （2005年12月6日廃止）

VI.

§ 1. 2005年12月6日廃止

§ 2. 2005年12月6日廃止

§ 3. ブラバント（ブラバン）県の人事構成員及び資産は、第4条の最終項で準備された多数決により可決される法律により定められる諸方式に従い、フラーンデレン・ブラバント県、ワロン・ブラバン県、ブリュッセル首都2言語併用地域圏、第135条及び136条に記載の諸官庁及び諸機関並びに連邦諸官庁間に配分されることになる。

各県議会の次の改選以降に且つその配分のときまで共有で残された職員及び資産はフラーンデレン・ブラバント県、ワロン・ブラバン県及びブリュッセル首都地域圏内で所管する諸官庁により共同で管理されることになる。

§ 4. （2005年12月6日廃止）

(53) 独語版だけはこの“Abänderung”と195条の“Änderung”とを区別して使い分けているが他意はないと思われる。

(54) 武居は「憲法に」を省いているが仏語版には入っている。

修正の参照

[1994年2月17日に調整され、以下の修正により補完された本文] (挿入)

[ここには新たに次に記載の1996年3月25日の修正から2014年1月6日の修正までの75回分の修正の年月日、条番号、官報での布告日が列挙されているが、次の一覧と重複するので省略する。但し次に見るとおり、2014年1月6日の修正が過半数の42か条に及び、画期的な改正であったことが分かる。]

1996年3月25日の修正

◎第66条

- ・ 上院議会資料 1-169/1 à 5 号
- ・ 1996年2月1日の上院議事録 (1-22号 ; 1-23号)
- ・ 下院議会資料 49-413/1 à 3 号
- ・ 1996年3月14日の下院議事録
- ・ 1996年4月19日の官報
- ・ 書類年表

◎第71条

- ・ 上院議会資料 1-170/1 à 5 号
- ・ 1996年2月1日の上院議事録 (1-22号 ; 1-23号)
- ・ 下院資料49-414/1 à 3 号
- ・ 1996年3月14日の下院議事録
- ・ 1996年4月19日の官報
- ・ 書類年表

◎第118条の2

- ・ 上院議会資料 1-171/1 à 5 号
- ・ 1996年2月1日の上院議事録 (1-22号 ; 1-23号)
- ・ 下院議会資料 49-415/1 à 3 号
- ・ 1996年3月14日の下院議事録
- ・ 1996年4月19日の官報
- ・ 書類年表

1997年2月28日の修正

◎第59条

- ・ 下院議会資料 49-492/1 à 3 号
- ・ 1996年6月20日の下院議事録
- ・ 上院議会資料 1-363/1 à 9 号
- ・ 1997年1月16日の上院議事録 (1-85号 ; 1-86 ; 1-87号)
- ・ 下院議会資料 49-492/7 à 12 号
- ・ 1997年2月20日の下院議事録
- ・ 上院議会資料 1-363/10a12 号
- ・ 1997年2月27日の上院議事録 (1-95号)
- ・ 1997年3月1日の官報
- ・ 書類年表

1997年3月11日の修正

◎第41条

- ・ 上院議会資料 1-185/1 à 5 号
- ・ 1996年3月9日の上院議事録 (1-43号 ; 1-44号)
- ・ 下院議会資料 49-572/1 à 6 号
- ・ 1997年1月22日及び23日の下院議事録
- ・ 上院議会資料 1-185/6 à 11 号
- ・ 1997年2月27日の上院議事録 (1-94 ; 1-95号)
- ・ 1997年4月2日の官報
- ・ 書類年表

1997年5月20日の修正

◎第130条

- ・ 上院議会資料 1-279/1 à 4 号
- ・ 1997年2月20日の上院議事録 (1-93号)
- ・ 下院議会資料 49-936/1・2 号
- ・ 1997年4月30日の下院議事録
- ・ 1997年6月21日の官報
- ・ 書類年表

1998年6月12日の修正

◎第103条

- ・ 下院議会資料 49-1258/1 à 11 号
- ・ 1998年3月10日、12日及び4月22日、28日の下院議事録
- ・ 上院議会資料 1-964/1 à 4 号
- ・ 1998年6月11日の上院議事録 (1-195号 ; 1-196号)
- ・ 1998年6月16日の官報
- ・ 書類年表

1998年6月17日の修正

◎第125条

- ・ 上院議会資料 1-899/1 à 5 号
- ・ 1998年6月11日の上院議事録 (1-195号 ; 1-196号)
- ・ 下院議会資料 49-1599/1 à 4 号
- ・ 1998年6月16日の下院議事録
- ・ 1998年6月18日の官報
- ・ 書類年表

1998年11月20日の修正

◎第151条

- ・ 下院議会資料 49-1675/1 à 6 号
- ・ 1998年10月20日、22日下院議事録 (271号から273号)
- ・ 上院議会資料 1-1121/1 à 5 号
- ・ 1998年11月19日の上院議事録 (1-221号 ; 1-222号)
- ・ 1998年11月24日の官報
- ・ 書類年表

1998年12月11日の修正

◎第8条

- ・ 下院議会資料 49-354/1 à 23 号
- ・ 1998年10月28・29日下院議事録 (277号 ; 278号及び279号)
- ・ 上院議会資料 1-1131/1 à 8 号
- ・ 1998年12月9日、10日の上院議事録 (1-229号 ; 1-1231号)
- ・ 1998年12月15日の官報
- ・ 書類年表

1999年3月12日の修正

◎第41条 (用語の修正)

- ・ 下院議会資料 49-1177/1 à 6 号
- ・ 1999年7月15・16日下院議事録
- ・ 上院議会資料 1-1068/1 à 6 号
- ・ 1999年3月3日、4日の上院議事録 (1-248号及び1-250号)
- ・ 1999年4月9日の官報
- ・ 書類年表

1999年5月7日の修正

◎第150条

- ・ 下院議会資料 49-1936/1 à 5 号
- ・ 1999年3月23・25日下院議事録 (325号及び328号)

- ・上院議会資料 1-1328/1 à 6 号
- ・1999年4月27日、30日の上院議事録 (1-264号及び1-270号)
- ・1999年5月29日の官報
- ・書類年表

2000年3月23日の修正

◎第22条の2

- ・上院議会資料 2-21/1 à 6 号
- ・2000年1月27日の上院議事録 (2-25号)
- ・下院議会資料50-424/1 à 3 号
- ・2000年2月23日、24日の下院議事録 (44号及び45号)
- ・2000年3月25日の官報
- ・書類年表

2000年5月16日の修正

◎第147条

- ・上院議会資料 2-318/1 à 3 号
- ・2000年5月30日の上院議事録 (2-38号)
- ・下院議会資料50-555/1 à 2 号
- ・2000年5月3日、4日の下院議事録 (53号及び54号)
- ・2000年5月27日の官報

2001年3月30日の修正

◎第184条

- ・上院議会資料 2-657/1 à 5 号
- ・2001年3月15・22日の上院議事録 (2-102号及び103号)
- ・下院議会資料50-1169/1 à 4 号
- ・2001年3月29日の下院議事録 (120号)
- ・2001年3月31日の官報
- ・正誤表、2001年5月3日の官報
- ・書類年表

2002年2月21日の修正

◎第10条

- ・上院議会資料 2-465/1 à 5 号
- ・2002年3月8日の上院議事録 (2-100号)
- ・下院議会資料50-1140/1 à 4 号
- ・2002年1月23日、24日の下院議事録 (200及び201号)
- ・2002年2月26日の官報
- ・書類年表

◎第11条の2

- ・上院議会資料 2-465/1 à 5 号
- ・2001年3月8日の上院議事録 (2-100号)
- ・下院議会資料50-1141/1 à 6 号
- ・2002年1月23日、24日の下院議事録 (200及び201号)
- ・2002年5月31日の官報
- ・書類年表

2002年12月17日の修正

◎第157条

- ・上院議会資料 2-697/1 à 5 号
- ・2002年7月4日の上院議事録 (2-215号及び216号)
- ・下院議会資料50-1914/1 à 3 号
- ・2002年11月21日、28日及び12月5日の下院議事録 (283号、285号及び287号)
- ・2003年1月31日の官報
- ・書類年表

2004年6月10日の修正

◦第67条

- ・ 上院議会議料3-639/1 à 6号
- ・ 2004年4月29日の上院議事録 (3-55号)
- ・ 下院議会議料51-1081/1 à 3号
- ・ 2004年5月27日の下院議事録 (63号)
- ・ 2004年6月11日の官報
- ・ 書類年表

2004年7月9日の修正

◦第Ⅲ編第Ⅳ章第Ⅰ節第Ⅰ小節

- ・ 下院議会議料51-865/1 à 6号
- ・ 2004年5月6日下院議事録 (63号)
- ・ 上院議会議料3-671/1 à 4号
- ・ 2004年6月17日の上院議事録 (3-63号)
- ・ 2004年8月13日の官報
- ・ 書類年表

2005年2月2日の修正

◦第14条の2

- ・ 下院議会議料51-226/1 à 8号
- ・ 2004年3月25日下院議事録 (57号)
- ・ 上院議会議料3-601/1 à 2号
- ・ 2005年1月13日の上院議事録 (3-92号)
- ・ 2005年2月17日の官報
- ・ 書類年表

2005年2月25日の修正

◦第41条、第67条、第68条、第111条、第115条、第116条、第117条、第118条、第118条の2、第119条、第120条、第122条、第123条、第125条、第127条、第128条、第129条、第130条、第132条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第162条、第166条、第167条、第175条、第176条、第177条、第178条、第Ⅸ編

- ・ 下院議会議料51-1326/1 à 4号
- ・ 2004年11月18日下院議事録 (94号)
- ・ 上院議会議料3-925/1 à 2号
- ・ 2005年2月3日の上院議事録 (3-96号)
- ・ 2005年3月11日の官報
- ・ 正誤表、2005年3月18日の官報
- ・ 書類年表

2005年3月26日の修正

◦第41条

- ・ 下院議会議料51-468/1 à 7号
- ・ 2004年5月13日下院議事録 (44号)
- ・ 上院議会議料3-700/1 à 3号
- ・ 2005年2月17日の上院議事録 (3-97号)
- ・ 2005年4月7日の官報
- ・ 書類年表

2005年12月6日の修正

◦第Ⅸ編の第Ⅱ規定

- ・ 上院議会議料3-1048/1 à 3号
- ・ 2005年7月7日の上院議事録 (3-123号)
- ・ 下院議会議料51-1925/1 à 3号
- ・ 2005年11月24日の下院議事録 (171号)
- ・ 2005年12月28日の官報
- ・ 書類年表

2005年12月6日の修正

◦第IX編の第IV規定

- ・ 上院議会資料 3-1049/1 à 3 号
- ・ 2005年7月7日の上院議事録 (3-123号)
- ・ 下院議会資料 51-1925/1 à 3 号
- ・ 2005年11月24日の下院議事録 (171号)
- ・ 2005年12月28日の官報
- ・ 書類年表

2005年12月6日の修正

◦第IX編の第V規定

- ・ 上院議会資料 3-1050/1 à 3 号
- ・ 2005年7月7日の上院議事録 (3-123号)
- ・ 下院議会資料 51-1925/1 à 3 号
- ・ 2005年11月24日の下院議事録 (171号)
- ・ 2005年12月28日の官報
- ・ 書類年表

2005年12月6日の修正

◦第IX編の第VI規定の§§1、2、4及び5

- ・ 上院議会資料 3-1051/1 à 3 号
- ・ 2005年7月7日の上院議事録 (3-323号)
- ・ 下院議会資料 51-1927/1 à 3 号
- ・ 2005年11月24日の下院議事録 (171号)
- ・ 2005年12月28日の官報
- ・ 書類年表

2007年4月25日の修正

◦第1編の2及び第7条の2

- ・ 上院議会資料 3-1778/1 à 4 号
- ・ 2006年7月13日の上院議事録 (3-176号)
- ・ 下院議会資料 51-2647/1 à 5 号
- ・ 2007年4月19日の下院議事録 (279号)
- ・ 2007年4月26日の官報

2007年5月7日の修正

◦第142条

- ・ 上院議会資料 3-1052/1 à 3 号
- ・ 2005年4月21日の上院議事録 (3-107号)
- ・ 下院議会資料 51-1727/1 à 2 号
- ・ 2007年4月25日の下院議事録 (284号)
- ・ 2007年5月8日の官報
- ・ 書類年表

2007年5月7日の修正

◦第III編の表題、第V章、第II節

- ・ 上院議会資料 3-1053/1 à 3 号
- ・ 2005年4月21日の上院議事録 (3-107号)
- ・ 下院議会資料 51-1728/1 à 2 号
- ・ 2007年4月25日の下院議事録 (284号)
- ・ 2007年5月8日の官報
- ・ 書類年表

2008年12月22日の修正

◦第22条の2

- ・ 下院議会資料 52-0175/1 à 7 号
- ・ 2008年6月5日下院議事録 (43号)

- ・上院議会資料 4-800/1 à 4 号
- ・2008年11月27日の上院議事録 (3-97号)
- ・2009年12月29日の官報
- ・書類年表

[ここからは]

2012年 3 月29日の修正

◎第195条

- ・下院議会資料53-2064/1 à 7 号
- ・2012年 3 月15日下院議事録 (76号)
- ・上院議会資料 4-800/1 à 4 号
- ・2012年 3 月22日の上院議事録 (5-52号)
- ・2012年 4 月 6 日の官報
- ・書類年表

2012年 7 月19日の修正

◎第63条 § 4

- ・上院議会資料 5-1561/1 à 4 号
- ・2012年 6 月21日の上院議事録 (5-65号)
- ・下院議会資料53-2282/1 à 5 号
- ・下院議事録2012年 7 月12日 (98号) 及び13日 (100号)
- ・2012年 8 月22日の官報
- ・書類年表

◎第157条の 2

- ・下院議会資料53-2141/1 à 6 号
- ・下院議事録2012年 7 月13日2012年 6 月20日 (93号) 及び21日 (94号)
- ・上院議会資料 5-1673/1 à 4 号
- ・上院議事録2012年 7 月10日 (5-72号) 及び12日 (5-73号)
- ・2012年 8 月22日の官報
- ・書類年表

◎第160条

- ・上院議会資料 5-1564/1 à 4 号
- ・上院議事録2012年 6 月19日 (5-65号) 及び21日 (5-68号)
- ・下院議会資料53-2285/1 à 4 号
- ・下院議事録2012年 7 月12日 (98号) 及び13日 (100号)
- ・2012年 8 月22日の官報
- ・書類年表

◎第168条の 2

- ・上院議会資料 5-1562/1 à 4 号
- ・上院議事録2012年 6 月19日 (5-65号) 及び21日 (5-68号)
- ・下院議会資料53-2283/1 à 5 号
- ・下院議事録2012年 7 月12日 (98号) 及び13日 (100号)
- ・2012年 8 月22日の官報
- ・書類年表

2014年 1 月 6 日の修正

◎第39条の 2

- ・下院議会資料53-2966/1 à 5 号
- ・下院議事録2013年11月27日 (171号) 及び28日 (171号)
- ・上院議会資料 5-2372/1 à 4 号
- ・上院議事録2013年12月17日 (5-132号) 及び19日 (5-134号)
- ・2014年 1 月31日の官報
- ・書類年表

◎第143条

- ・ 下院議会資料53-2967/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年11月27日（171号）及び28日（171号）
- ・ 上院議会資料5-2371/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年12月17日（5-132号）及び19日（5-134号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第142条

- ・ 下院議会資料53-2969/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年11月27日（171号）及び28日（171号）
- ・ 上院議会資料5-2374/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年12月17日（5-132号）及び19日（5-134号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第43条

- ・ 上院議会資料5-1720/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3161/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第44条

- ・ 上院議会資料5-1721/1 à 5号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3162/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第46条

- ・ 上院議会資料5-1722/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3163/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第64条

- ・ 上院議会資料5-1723/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3164/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第67条

- ・ 上院議会資料5-1724/1 à 6号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3165/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第68条

- ・ 上院議会資料5-1725/1 à 6号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）

- ・ 下院議会資料53-3166/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第69条

- ・ 上院議会資料5-1726/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3167/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第70条

- ・ 上院議会資料5-1727/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3168/1 à 4号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第71条

- ・ 上院議会資料5-1728/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3169/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第72条

- ・ 上院議会資料5-1729/1 à 5号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3170/1 à 4号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第119条

- ・ 上院議会資料5-1730/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3171/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第56条

- ・ 上院議会資料5-1731/1 à 5号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3172/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第57条

- ・ 上院議会資料5-1732/1 à 5号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3173/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）

- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第100条

- ・上院議会資料5-1733/1à5号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3174/1à5号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第74条

- ・上院議会資料5-1734/1à4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3175/1à5号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第77条

- ・上院議会資料5-1735/1à4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3176/1à5号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第78条

- ・上院議会資料5-1736/1à5号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3177/1à5号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第75条

- ・上院議会資料5-1737/1à4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3178/1à4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第76条

- ・上院議会資料5-1738/1à4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3179/1à4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第79条

- ・上院議会資料5-1739/1à4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会資料53-3180/1à4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第80条

- ・ 上院議会資料5-1740/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3181/1 à 4号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第81条

- ・ 上院議会資料5-1741/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3182/1 à 4号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第82条

- ・ 上院議会資料5-1742/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3183/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第167条

- ・ 上院議会資料5-1743/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3184/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第39条の3

- ・ 上院議会資料5-1749/1 à 5号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3193/1 à 4号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第65条

- ・ 上院議会資料5-1750/1 à 5号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3194/1 à 4号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第117条

- ・ 上院議会資料5-1751/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会資料53-3195/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第118条 § 2

- ・ 上院議会資料5-1752/1 à 4号

- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3196/1 à 4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第123条 § 2

- ・上院議会議料5-1753/1 à 4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3197/1 à 4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第5条第2項

- ・上院議会議料5-2235/1 à 3号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3204/1 à 3号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第11条の2

- ・上院議会議料5-2236/1 à 4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3205/1 à 4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第41条

- ・上院議会議料5-2237/1 à 4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3206/1 à 4号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第162条

- ・上院議会議料5-2238/1 à 4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3207/1 à 5号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第170条 § 3

- ・上院議会議料5-2239/1 à 4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3208/1 à 5号
- ・下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・2014年1月31日の官報
- ・書類年表

◎第23条

- ・上院議会議料5-2240/1 à 4号
- ・上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・下院議会議料53-3209/1 à 2号

- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第135条の2

- ・ 上院議会議資料5-2241/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会議資料53-3210/1 à 3号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第144条

- ・ 上院議会議資料5-2242/1 à 3号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会議資料53-3211/1 à 3号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第151条 § 1

- ・ 上院議会議資料5-2243/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会議資料53-3212/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表

◎第180条

- ・ 上院議会議資料5-2244/1 à 4号
- ・ 上院議事録2013年11月26日（5-125号及び5-126号）及び28日（5-128号）
- ・ 下院議会議資料53-3213/1 à 5号
- ・ 下院議事録2013年12月18日（176号及び177号）及び19日（178号）
- ・ 2014年1月31日の官報
- ・ 書類年表